

～たばこによる害のない社会の実現を目指して～

山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）

令和元年（2019年）10月

山 口 県

目 次

1	たばこ対策の必要性	1
2	ガイドライン見直しの背景	3
3	「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」の位置付け	5
4	新たな体系と主な変更点	6
5	山口県の現状と課題	7
6	山口県のたばこ対策	
	「受動喫煙防止」	16
	「喫煙防止（未成年、妊産婦等）」	22
	「禁煙支援」	26
	「基盤整備」	30
7	評価	32
8	参考資料	35
9	たばこ対策に関する相談窓口	92
10	たばこ対策会議委員名簿	92

1 たばこ対策の必要性

(1) 能動喫煙の害（喫煙者自身への害・主流煙による害）

- 喫煙はがん、循環器疾患（脳卒中、虚血性心疾患）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病の主要なリスク要因です。
- たばこの煙には、約5,300種類の化学物質が含まれており、その中には約70種類の発がん性物質が含まれています。これらの物質はのど、肺などたばこの煙に直接接触する場所だけでなく、血液を通じて全身に運ばれ、がんの原因となります。
- 喫煙男性ががんになる危険性は、喉頭がんで約5倍、肺がんで約4倍と高く、その他多くのがんにかかりやすいとされています。
- 妊娠中の喫煙は胎児への影響も大きく、自然流産、早産、低出生体重児、胎児発育遅延に関与することがわかっています。
- 喫煙者の禁煙が難しいのは、ニコチン依存症によるものであり、このことを踏まえた、効果的な禁煙支援対策が求められています。

(2) 受動喫煙の害（副流煙による害）

- たばこの先から立ち上る煙（副流煙）の中の、発がん性物質（ニトロソアミン）やアンモニア、カドミウムなどの有害物質を周囲の人が吸い込むことにより、がんや虚血性心疾患、乳幼児の喘息や呼吸器感染症等、様々な健康問題が引き起こされます。喫煙者が吸い込む主流煙よりも、副流煙の方に有害物質が多く含まれています。
- たばこは、喫煙者だけでなく、受動喫煙による健康被害も大きな問題です。例えば、「喫煙男性の妻の肺がんリスクが高まる」「受動喫煙を防止することで心臓病が減少する」「親の喫煙の影響により子どもの突然死が起きやすくなる」との調査結果があり、受動喫煙によって、がんや心臓病、乳幼児突然死症候群などの危険性が高まることが知られています。
- 多数の者が利用する公共的な空間、職域、家庭等における、不十分な禁煙や分煙によって、多くの方が受動喫煙にさらされることとなります。幼児を対象とした研究では、半数以上が何らかの受動喫煙に、3割程度が健康被害の懸念される高濃度の受動喫煙にさらされているという報告があります。

(3) たばこを原因とする死亡者数（推計）

- 喫煙に起因する年間死亡数は、世界では能動喫煙によって約500万人、受動喫煙によって約60万人と報告されています。日本人の年間死亡者は、能動喫煙によって約13万人、受動喫煙によって約1万5千人（肺がん、虚血性心疾患、および脳卒中による死亡）と推計されています。これらはあくまで推計値ですが、毎年、多くの方が能動喫煙および受動喫煙によって死亡していることとなります。

(4) 子ども、患者等をたばこの害から守る必要性

- 子どもの受動喫煙と喘息は因果関係があるとされており、家庭での喫煙や歩きタバコは子どもの目線等に配慮することが特に必要です。
- 子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙により健康を損なうおそれが高いことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外については、受動喫煙対策を一層徹底すること、「望まない受動喫煙」をなくすことが必要です。

(5) たばこによる害のない社会の実現に向けて

- このように、たばこの煙は、喫煙者のもとより、受動喫煙により間接的にたばこの煙を吸い込む周囲の人の健康にも様々な悪影響を与えていることから、たばこによる害のない社会の実現に向けて、県・市町・関係団体・事業者等が相互に連携し、積極的なたばこ対策を推進する必要があります。
- また、たばこの害について誰もが正しく理解し、県民一人一人が主体的な取組を進めていく必要があります。

コラム1

動いた時の息切れや長引く咳・痰は COPD という病気かもしれません



「坂や階段を上がると息苦しい」「息切れのために付いて行くのが辛くて同年代の人達との外出を避けてしまう…」などと感じている人はいないでしょうか？これらの症状を年齢のせいだと思い込んでいませんか？

もしかしたら、COPD(慢性閉塞性肺疾患)という肺の病気かもしれません。

COPDは肺の生活習慣病です。日本では90%以上でタバコが原因と考えられています。自分自身が喫煙者でなくても、家庭や職場で煙を吸いこむ受動喫煙によってCOPDを発症することがあります。

特徴的な症状は、動いた時の息切れ、長引く咳・痰です。また、呼吸をする時にゼーゼーと音がしたりします。COPDでは息切れを避けるために日常生活で運動を避ける傾向がみられます。そうすると、全身の筋力低下や心臓や肺の機能低下が起こり、全身が弱っていくことで、ますます動けなくなります。

治療の基本は禁煙です。一人で禁煙するのは難しいかもしれませんので、家族や友人に協力してもらい、禁煙外来も活用しながら努力を続けていきましょう。また、COPDには有効な治療薬があります。タバコで失われた肺の機能は薬や禁煙で取り戻すことができます。COPDが心配な方は、ぜひ病院やクリニックを受診して下さい。一人でも多くの方が治療を受けられることを願っています。

(山口大学医学部附属病院 呼吸器・感染症内科 山路義和)

2 ガイドライン見直しの背景

(1) 制度改正等の状況

	法制度等の動き	主な内容
H14年7月 (2002年)	◆健康増進法の成立 (H15年(2003年)5月施行)	・受動喫煙の防止に関する努力義務を 設け自主的取り組みを推進
H17年2月 (2005年)	◆たばこの規制に関する世界 保健機関枠組条約の発効	・たばこに関する広告、包装上の表示 等の規制とたばこの規制に関する 国際協力について定める。
H18年3月 (2006年)	◇山口県たばこ対策ガイドラ インの策定	・「分煙」、「防煙」、「禁煙支援」を柱と し、分煙の基本を完全空間分煙とす る。
H22年2月 (2010年)	◆受動喫煙防止対策について (厚労省健康局長通知)	・多数の者が利用する公共的な空間に ついては原則全面禁煙とすべき
H23年3月 (2011年)	◇山口県たばこ対策ガイドラ インの改定	・「受動喫煙防止」、「喫煙防止」、「禁煙 支援」を柱とし、受動喫煙防止対策 の方法として全面禁煙を目指す。

◆国の取組 ◇県の取組

(2) 健康増進法の改正（平成30年(2018年)7月）

- 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理者が講ずべき措置等について定められています。
- 改正の概要
 - ・学校、病院、児童福祉施設、行政機関等は、敷地内禁煙（屋外で受動喫煙防止に必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することは可）
 - ・事務所、工場、店舗、飲食店など上記以外の多数の者が利用する施設は、原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可能）
 - ・法律の施行時点における既存飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が100㎡以下のものについては、別に法律で定める日までの間、「喫煙」「分煙」の標識の掲示により喫煙可能
 - ・違反者には、罰則の適用（過料）が課せられることがある。
- 施行スケジュール
 - ・学校、病院、児童福祉施設、行政機関等 ⇒令和元年(2019年)7月1日
 - ・上記以外の多数の者が利用する施設 ⇒令和2年(2020年)4月1日

(3) 受動喫煙防止の取組の推進に関する条例の制定（平成30年(2018年)10月）

- 平成30年(2018年)9月定例会において「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」が議員提案により上程され、全会一致で可決、成立しました。
- この条例は、受動喫煙防止のための取組について、基本理念を定め、県、県民、事業者・施設管理者の責務又は役割を明らかにするとともに、受動喫煙防止のための取組に関する施策の基本となる事項を定めることにより、受動喫煙防止のための取組に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的としています。

県の責務

- ・ 受動喫煙に関する正しい知識の普及や県民等の機運の醸成、その他必要な取組を行います。
- ・ 市町及び学校などの教育機関と連携し、子どもや保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育を進めます。
- ・ 市町や事業者又は施設管理者などが行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、受動喫煙に関する情報の提供や専門的又は技術的な助言を行います。

県民の責務

- ・ 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めます。
- ・ 県や市町が実施する受動喫煙防止のための取組に協力するよう努めます。
- ・ 身の回りにいる子どもが受動喫煙にあうことがないよう努めます。

事業者・施設管理者の役割

- ・ 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めます。
- ・ 事業所や施設において、室内を禁煙にすることや喫煙場所をはっきり表示するなど、受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めます。
- ・ 県や市町が実施する受動喫煙防止のための取組に協力するよう努めます。

(4) 山口県での取組と見直し

- 山口県では、「健康やまぐち21計画（第2次）」の中で、たばこ対策を県民の健康に関する重要な課題の一つとして位置付け、たばこ対策に積極的に取り組んできたところです。
- また、平成23年(2011年)3月に改定した「山口県たばこ対策ガイドライン(改定)」(以下「旧ガイドライン」という)に基づき、「受動喫煙防止」、「喫煙防止」、「禁煙支援」を柱とした対策を進めてきたところです。
- そのような中、国における健康増進法の改正、及び県議会における受動喫煙防止の取組の推進に関する条例の制定を踏まえ、ガイドラインの見直しを行うとともに、受動喫煙防止対策の取組を強化することとしました。

3 「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」の位置付け

- 本県では、県政運営の指針「やまぐち維新プラン」（注1）に掲げる「県民一斉健康づくりプロジェクト」において、たばこ対策の推進を位置づけ、積極的な取組を図っています。
- このたび策定した「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」（以下「本ガイドライン」という）は、「健康やまぐち21計画（第2次）」（注2）に設定されている12の分野のひとつである「喫煙」について、その対策を推進するための具体的な指針を定めたものです。
- また、本ガイドラインは、「第3期山口県がん対策推進計画」（注3）における取組のひとつである「たばこ対策の一層の充実」を推進するために、具体的に取組むべき指針を定めたものです。
- なお、本ガイドラインは、国におけるたばこ対策の見直しや、本県におけるたばこ対策の進展、健康やまぐち21計画の改定等に対応し、必要に応じて見直します。

（注1）「やまぐち維新プラン」について

新たな県政運営の指針として、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画。「活力みなぎる山口県」の実現を目指し、「産業維新」、「大交流維新」、「生活維新」の「3つの維新」への挑戦として、19の「維新プロジェクト」が設定されている。計画期間は平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間。

（注2）「健康やまぐち21計画（第2次）」について

健康増進法第8条第1項に基づく都道府県の健康増進計画であり、県民の健康増進の推進に関する基本的な方向や、県民の健康増進の目標に関する事項等を定めたもの。計画期間は、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までの10年間。策定から5年が経過した平成30年度（2018年度）に中間評価と見直しを実施した。

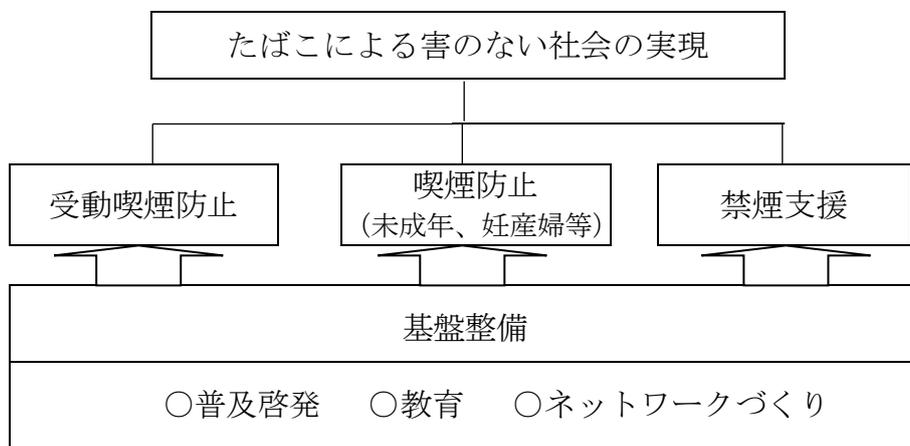
（注3）「第3期山口県がん対策推進計画」について

がん対策基本法第12条に基づく都道府県がん対策推進計画であり、本県のがん対策を推進していくための基本的な方針や施策の方向性を示したもの。計画期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間。

4 新たな体系と主な変更点

- 本県のたばこ対策は、目指すべき最終目標を、「たばこによる害のない社会の実現」とし、「受動喫煙防止」、「喫煙防止（未成年、妊産婦等）」、「禁煙支援」を柱とした取組を実施していきます。
- また、たばこ対策推進のための環境づくりである「基盤整備」の構成については、新たに「教育」を位置づけるとともに、旧ガイドラインでの「人材育成」は「ネットワークづくり」に包含しました。
- さらに、旧ガイドラインにおいて、「基盤整備」の中に位置づけられていた「評価」については、新たに章立てすることにより、山口県たばこ対策会議を中心に、県のたばこ対策の推進に関すること及び本ガイドラインの進行管理を行います。
- なお、たばこ事業法における喫煙用の製造たばこである「加熱式たばこ」も、本ガイドラインの対象とします。

【本県のたばこ対策の体系図】



5 山口県の現状と課題

(1) たばこが発症に関わる疾病の死亡率

①山口県の死亡者数の推移

〔現状〕がんは、本県の死亡原因の1位であり、毎年約5,000人が、がんにより死亡しています。

平成29年のがん部位別死亡割合をみると、肺がんは男性で第1位、女性で第2位となっており、肺がん全体の死亡者数は890人で最も多くなっています。

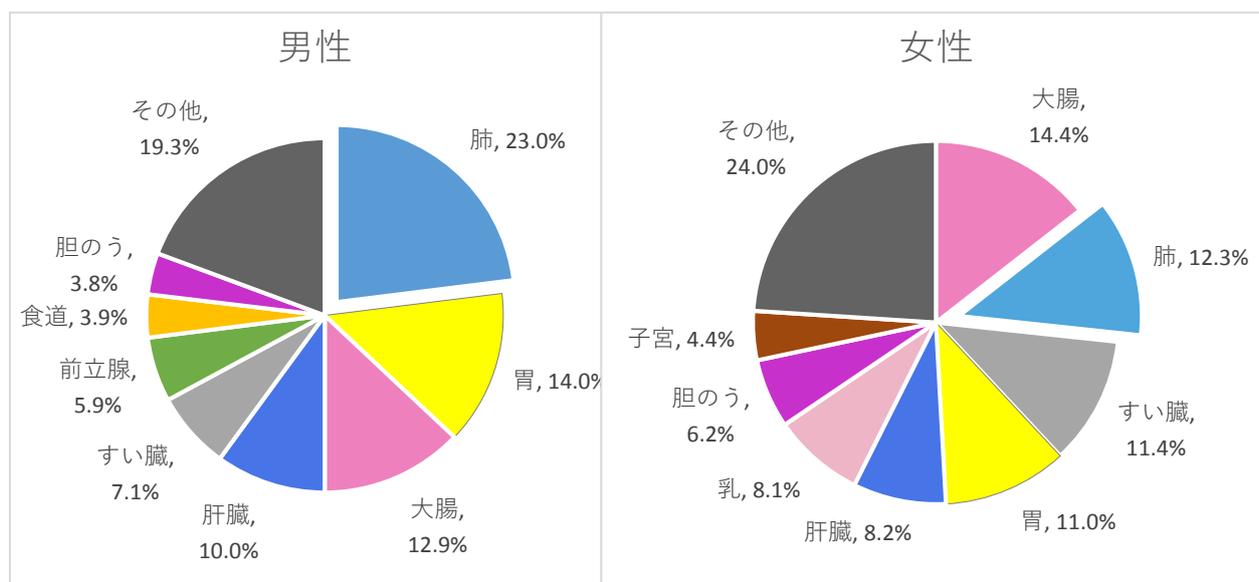
表 5-1 山口県の死亡者数の推移

(人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総死亡者数	17,884	18,231	18,459	17,910	18,211	18,366	18,712
がん	4,888	4,918	5,007	4,777	4,999	4,902	4,772
肺がん	929	1,054	1,030	940	986	943	890

〔出典〕厚生労働省：人口動態統計

図 5-1 がん部位別死亡割合（平成 29 年）

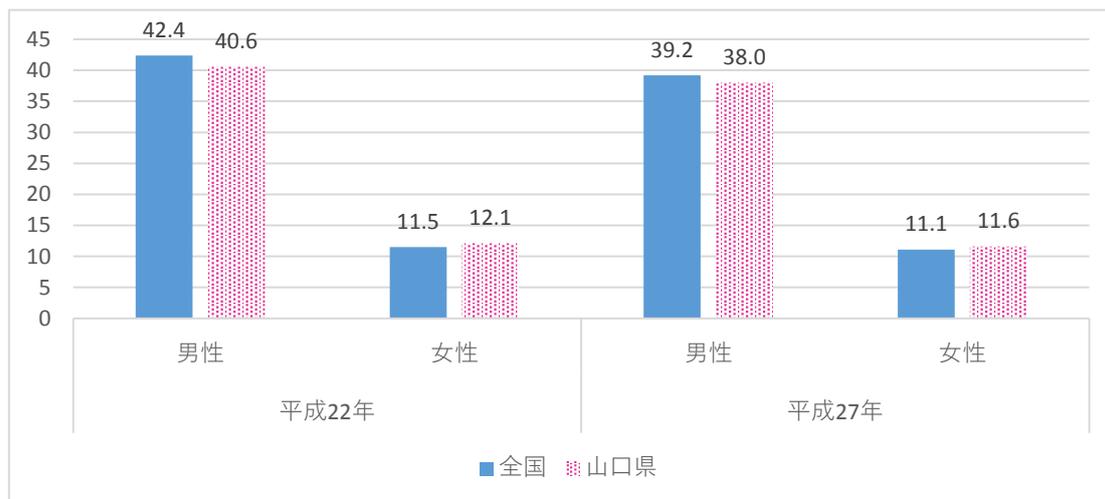


〔出典〕厚生労働省「平成 29 年人口動態統計」

②肺がんの年齢調整死亡率

〔現状〕平成22年と平成27年を比べると、肺がんの年齢調整死亡率は減少しています。全国と比べると、男性は下回り、女性は上回っています。
 (*年齢調整死亡率とは、年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整しそろえた死亡率)

図 5-2 肺がんの年齢調整死亡率



〔出典〕厚生労働省調査（年齢調整死亡率は、人口10万人対）

③その他の疾患の年齢調整死亡率

〔現状〕喫煙と関係のある心疾患、脳血管疾患、COPDの年齢調整死亡率は、すべて全国値を上回っています。

表 5-2 その他の疾患の年齢調整死亡率（平成27年）

		全国	山口県
心疾患	男性	65.4	70.8
	女性	34.2	38.3
脳血管疾患	男性	37.8	37.9
	女性	21.0	21.2
COPD (慢性閉塞性肺疾患)	男性	7.5	7.8
	女性	1.1	1.3

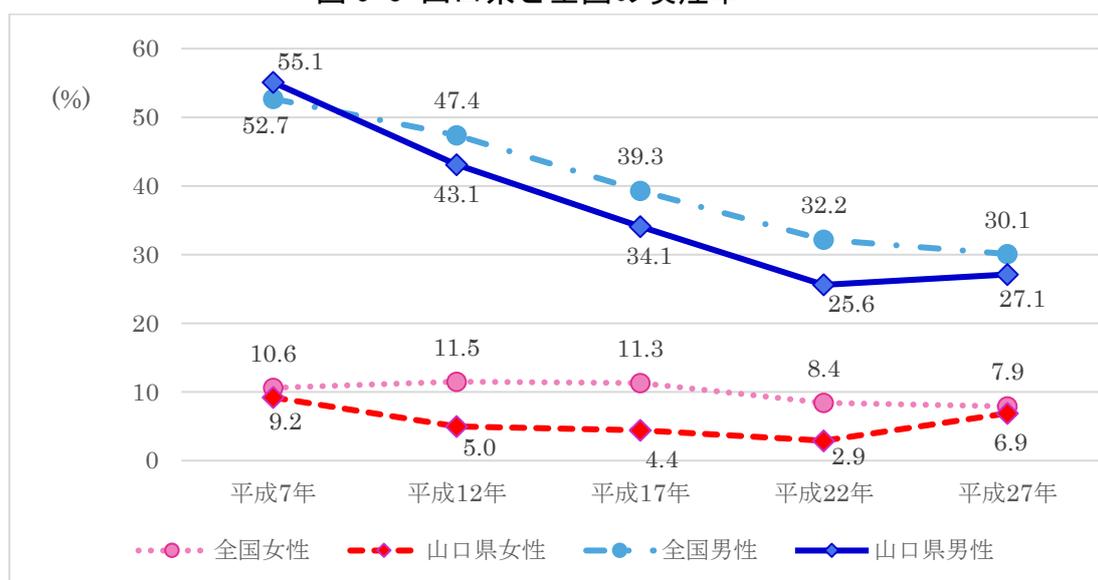
〔出典〕厚生労働省調査（年齢調整死亡率は、人口10万人対）

(2) 喫煙率

〔現状〕 喫煙率は近年減少傾向にあり、男女とも全国値を下回っています。(図 5-3)
妊婦の喫煙率は、減少しています。(図 5-4)

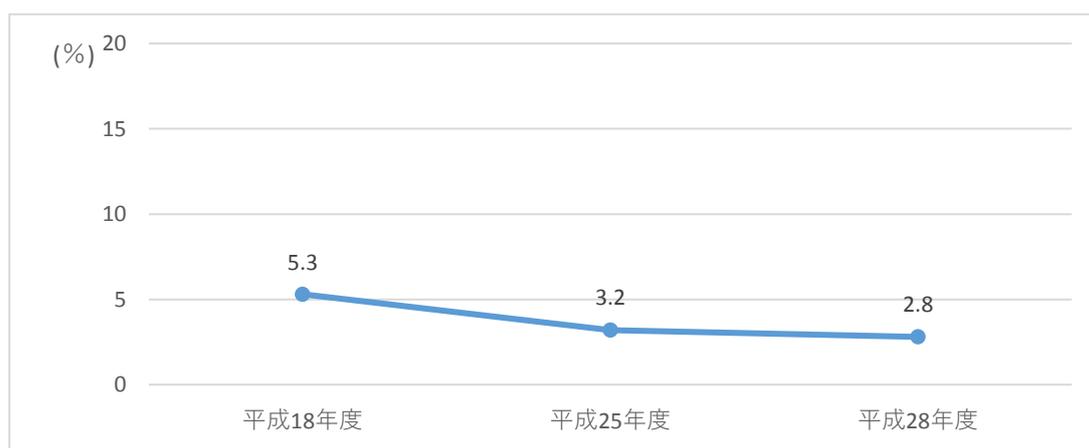
〔課題〕 喫煙率の減少に向けて、更なる禁煙支援等の対策の推進が求められます。

図 5-3 山口県と全国の喫煙率



〔出典〕 県民健康栄養調査、国民健康・栄養調査

図 5-4 妊婦の喫煙率



〔出典〕 健康やまぐち 21 計画(第 2 次)中間評価・見直し

(3) 企業や公共的な空間（施設）におけるたばこ対策

[現状] たばこ対策に取り組んでいる施設の割合は、90%台で推移しています。(図 5-5)

しかしながら、飲食店等の店舗娯楽施設や企業（職域）では、たばこ対策に取り組んでいない割合が高くなっています。(図 5-6)

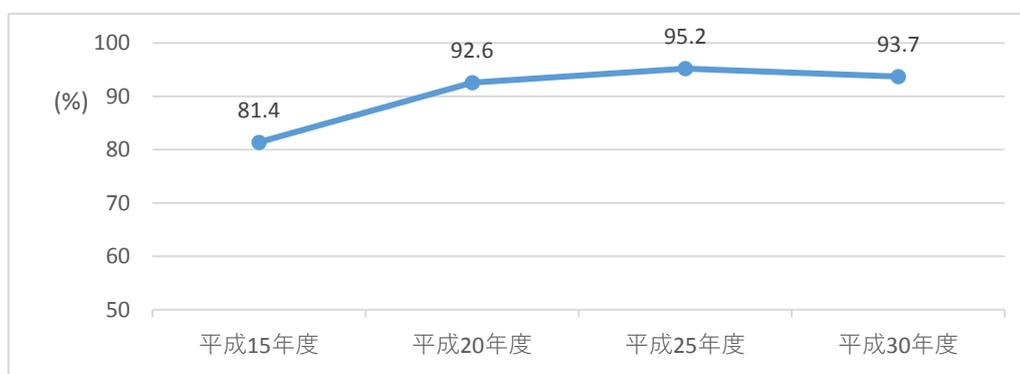
たばこ対策に取り組んでいない理由は、「スペースがない」が最も多く、次いで「方法や相談先が分からない」となっています。(図 5-7)

受動喫煙の機会を有する人の割合は、飲食店で特に高くなっています。

(図 5-8)

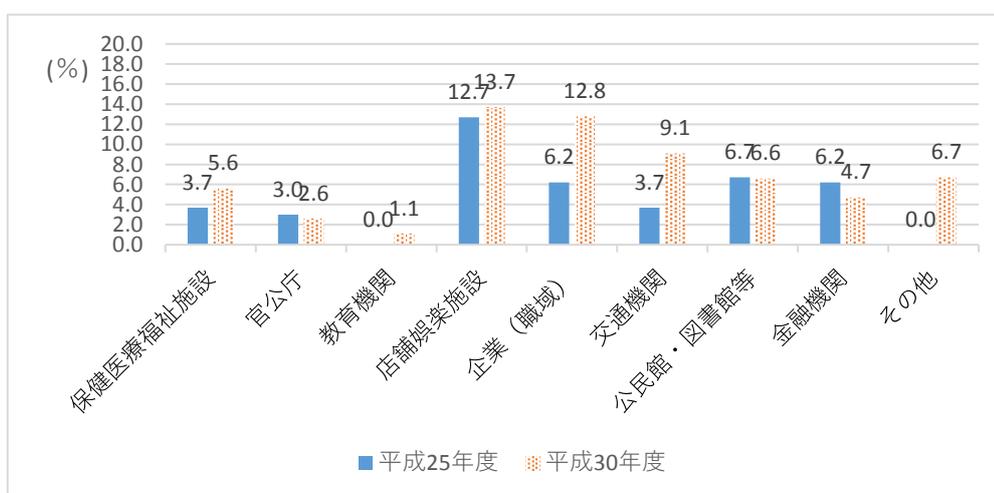
[課題] 健康増進法の改正に伴う新たな受動喫煙防止対策の周知を図り、たばこ対策に取り組む施設を増加させる必要があります。

図 5-5 たばこ対策の取組状況



[出典] 分煙化推進実態調査（山口県）（平成 15 年度、平成 20 年度）
たばこ対策推進実態調査（山口県）（平成 25 年度、平成 30 年度）

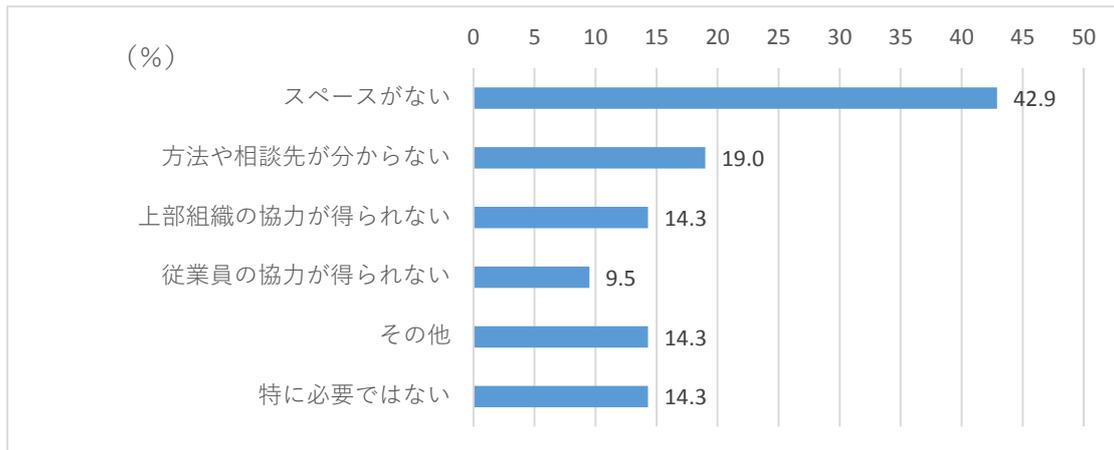
図 5-6 たばこ対策に取り組んでいない施設



[出典] たばこ対策推進実態調査（山口県）（平成 30 年度）

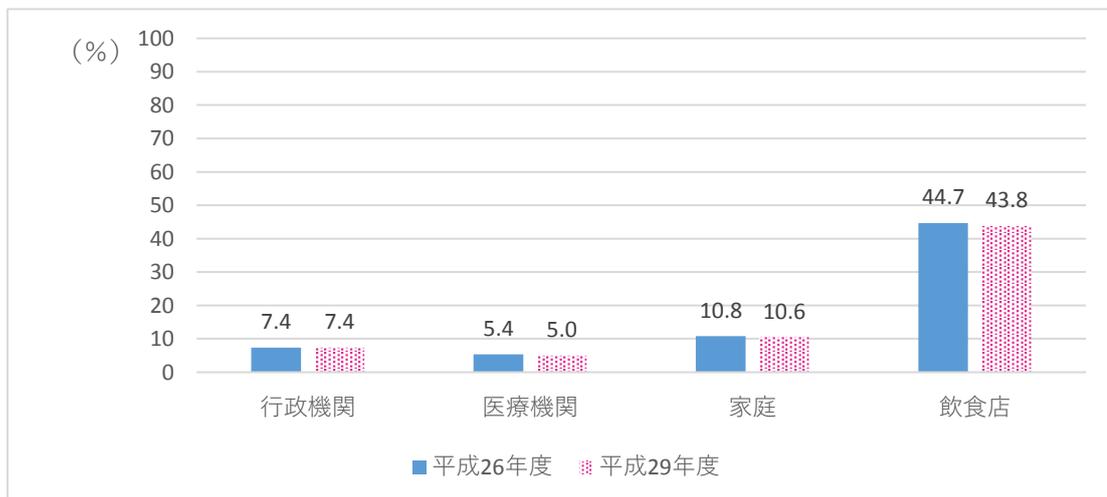
注) たばこ対策の取組状況のアンケート調査に、「取り組んでいない」と回答した施設の割合

図 5-7 たばこ対策が必要と考えているが、対策に取り組んでいない理由



[出典] たばこ対策推進実態調査（山口県）（平成 30 年度）

図 5-8 受動喫煙の機会を有する人の割合



[出典] 健康づくりに関する県民意識調査（山口県）

コラム 2

喫煙環境ステッカー貼付活動

飲食業界は今までも、店頭喫煙環境ステッカー貼付活動をおこなっています。この度、健康増進法により「標識の掲示」が義務付けられました。飲食業界としては、国法に則り「標識の掲示義務」の周知徹底をおこないます。

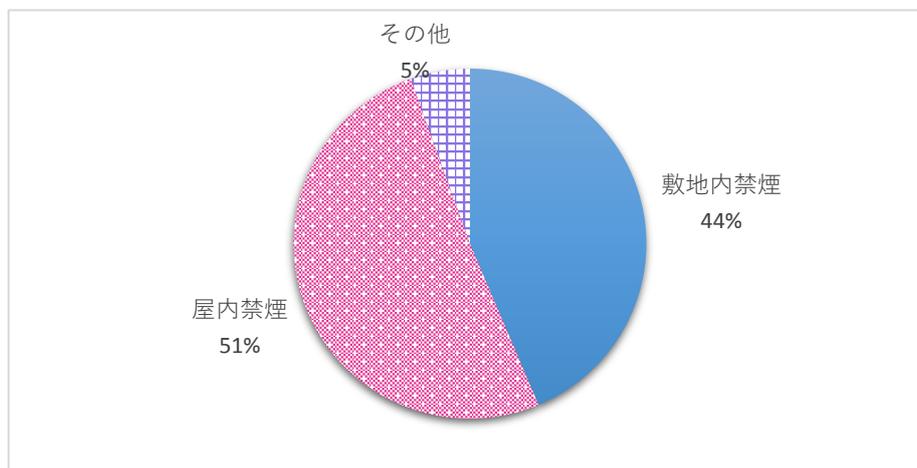


(山口県飲食業生活衛生同業組合 理事長 青木光海)

(4) 県内大学等の受動喫煙防止対策の実施状況 (大学 14、短大 5、高専 3、専修学校 33)

[現状] 敷地内禁煙の割合は4割となっています。
[課題] 敷地内禁煙となる大学等を増やすことが必要です。

図 5-9 県内大学等の受動喫煙防止対策の実施状況



[出典] 山口県健康増進課による調査 (令和元年5月)

コラム 3

山口大学 敷地内禁煙へ！

山口大学では、およそ12000人の学生及び児童等が学んでおり、そのうち未成年者は5000人近くいます。これまで本学が取り組んできた受動喫煙防止対策は、医学部附属病院がある小串キャンパスと教育学部附属学校園は全面禁煙、その他のキャンパスは屋内禁煙としたうえで分煙し、喫煙者と非喫煙者がお互いに配慮及び理解してきました。

2018年7月に制定された改正健康増進法の趣旨である望まない受動喫煙を防止することを目的とし、2019年7月1日に全面禁煙を目指すことを方針として全ての喫煙所を撤去し、敷地内禁煙といたしました。方針を決定するにあたり、賛否様々な意見が出され、検討を重ねて参りました。数年に亘り、喫煙所を徐々に減らしていく過程において喫煙所の撤去直後に、ポイ捨て等が見受けられたのも事実です。しかし、こまめにポイ捨てされた吸い殻を拾い、特に未成年者の目に触れさせない健康安全面に配慮した環境を整え、新たな喫煙者を増やさない安全文化を醸成し、学生を社会へ送り出すことは大学が担う責務一つと考えております。



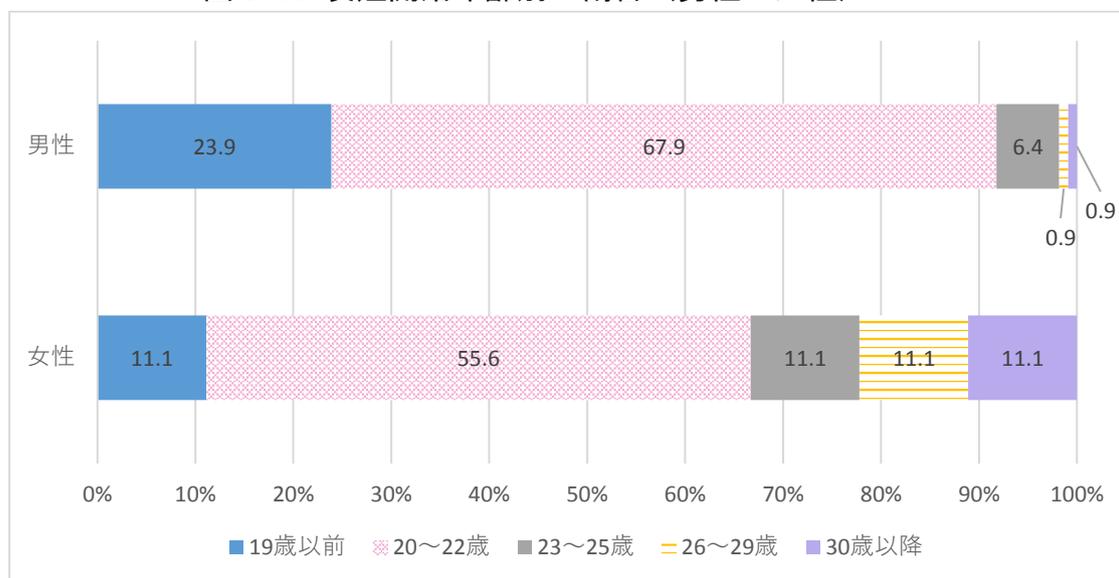
本学のキャンパスでは現在432人の留学生が学んでおります。敷地内禁煙としたことを学内外の方にも本学の取組をわかりやすくお伝えするために、英語表記を入れた看板を6月に設置いたしました。ダイバーシティ・キャンパスの実現を目指した地域に開かれた大学としてこれからも邁進していく所存です。

(山口大学 副学長 田中和広)

(5) 喫煙開始年齢別の割合（20歳以上）

〔現状〕 喫煙開始年齢の割合は、男女とも20～22歳が最も高くなっています。
 〔課題〕 喫煙を開始する割合の高い年齢層を重点とした対策が求められます。

図 5-10 喫煙開始年齢別の割合（男性・女性）

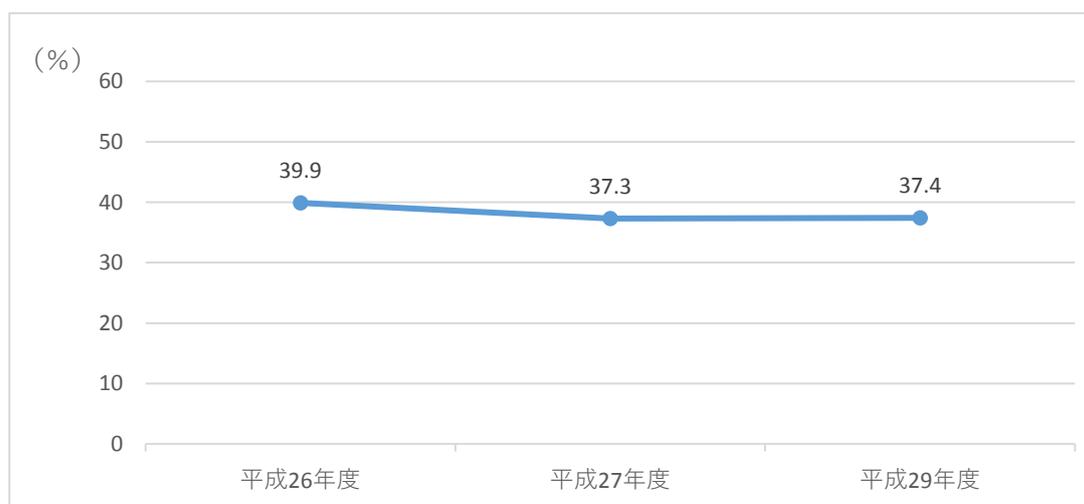


〔出典〕 県民健康栄養調査（平成 27 年）

(6) COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度

〔現状〕 COPDの認知度は横ばいです。
 〔課題〕 「健康やまぐち21計画」の目標値である認知度80%に向け、更なる取組が必要です。

図 5-11 COPD の認知度

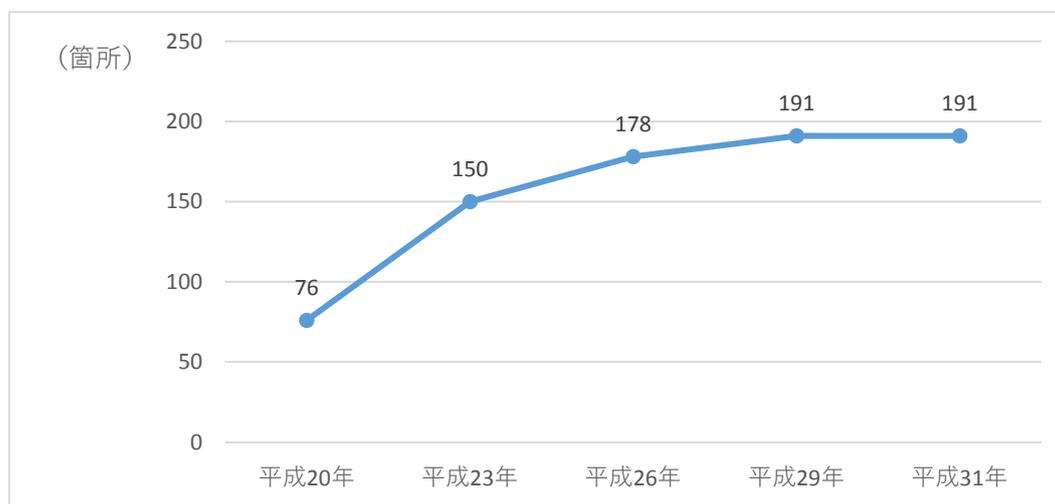


〔出典〕 健康づくりに関する県民意識調査

(7) 禁煙外来医療機関の推移

〔現状〕 本県の禁煙外来医療機関数については、増加傾向にあります。
〔課題〕 引き続き、禁煙外来医療機関数を増加させる必要があります。

図 5-12 禁煙外来医療機関数



〔出典〕 中国四国厚生局ホームページ

コラム4

禁煙外来について

時代の流れとともに、たばこの害が広く認識されるようになってきました。一方、禁煙にトライしても、なかなか上手くいかない方も多いのではないのでしょうか。そういう時、禁煙外来を受診することが、禁煙を成功させるための、非常に有効な手段になるものと考えます。一般的に禁煙外来では、お薬を使いながら、2週間おきに受診していただき、医療者の支援のもとで、3か月間の治療を行っていきます。診察料とお薬代を含めて2万円程度(3割負担の場合)かかりますが、現在のたばこの値段から考えると決して高いものではありません。自分一人で禁煙するよりも、3倍程度成功率があがるものと報告されています。一つ、治療を行っていくうえで重要な心得があります。それは、医療者が提示したスケジュールをきちんと守って、通院を続けていく事です。スケジュールを守って治療を行った場合、成功率が格段に上がることが確認されています。現在、山口県内では約190か所の禁煙外来を掲げている医療機関があります。是非、最寄りの禁煙外来を活用し、卒煙してください。

(山口県医師会禁煙推進委員会 櫃本孝志(ひつもと内科循環器科医院))

たばこに関する健康づくり講座の開催



山口県健康づくりセンターでは、県民の健康づくりのための中核施設として健康づくりの普及啓発及び学習の場を提供しています。

令和元年度は、県民向けに喫煙が主な原因といわれる COPD（慢性閉塞性肺疾患）をテーマとした健康づくり講座「知っていますか？ COPD～肺の生活習慣病～」を開催し、肺年齢の測定やたばこに関する情報提供、専門家からの講演会を行いました。講演会の講師には、県内医療機関の医師・理学療法士をお招きし、COPD という病気の基礎知識と、健康に過ごす上での運動の大切さについて実技を交えながら教えていただきました。参加した県民の方からは「禁煙の重要性がわかった」、「日頃から運動する習慣が大切だと感じた」「健康な生活について考える動機づけになった」などの感想が聞かれ、病気について理解を深め、健康について意識を高める機会になったと感じています。



今後もたばこ対策の推進に向け、関係機関の方々にご協力いただきながら、県民の皆様へ健康づくりに関する情報や体感の場を提供していきます。

また、当センターでは、団体向けにたばこに関するパネルや肺モデル等健康づくりに関する教材の貸出を無料で行っています。（要事前予約）詳しくは、当センターホームページ（<https://www.hwy.or.jp/center/index/page/id/147>）をご参照ください。職場や学校、地域等での健康づくり活動を推進する上で活用できる教材を揃えています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

（山口県健康づくりセンター）

6 山口県のたばこ対策 「受動喫煙防止」

目 標	たばこの煙のない（スモークフリー）環境を広げ、望まない受動喫煙を防止する。
基本方針	多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とする。 （全面禁煙が極めて困難な場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙専用室を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には、全面禁煙を目指すことを求める。）

公共的な空間における受動喫煙防止対策の基準

（1）施設等の種別ごとの基準

- 公共的な空間における受動喫煙防止対策について、下記のとおり基準を設定します。（*公共的な空間とは、多数の者が利用する施設、乗物並びに区域）

法区分	施設等の種別 ※1	具体的な施設	基準
第一種施設	① 子どもなど20歳未満の者や患者等が利用者となる施設	学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）、児童福祉施設 等	敷地内禁煙
		大学、高等専門学校、専修学校（高等課程を除く）、各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く）、医療施設（病院・診療所等）	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可（注1）※2
	② 行政機関	行政機関の庁舎	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可（注1）
第二種施設	③ ①②以外で、多数の者が利用する施設	行政機関以外の官公庁、店舗、娯楽施設、事業所、工場、宿泊施設、飲食店（新たに開設する店舗、経営規模の大きい店舗） 等	屋内禁煙 ただし、喫煙専用室等の中でのみ喫煙可（飲食は不可）（注2） （加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食可）
		飲食店（既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗）（注3）	屋内禁煙 ただし、標識の掲示により喫煙可
業旅客乗自動車運送事	④ 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機	バス、タクシー、航空機 等	禁煙
		⑤ 旅客運送事業鉄道等車輛、旅客運送事業船舶	鉄軌道車輛、旅客船 等
-	⑥ 子ども等が利用する区域	通学路、公園 等	受動喫煙防止対策のための配慮が特に必要

※1 施設の詳細については巻末の通知を参照。

※2 20歳未満の者や患者に望まない受動喫煙が生じないよう最大限の配慮を行うこと。

(留意点)

- 種別③、④、⑤に関する基準については、令和2年(2020年)4月1日から施行する。
- 家庭や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室等の「人の居住の用に供する場所」や、旅館・ホテルの客室は適用除外とする。
- 屋外や家庭等において喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

(注1)屋外における喫煙場所の設置基準(健康増進法第28条第13号)

- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

(注2)喫煙専用室等の設置基準(健康増進法施行規則第16条第1項他)

- ①出入口において、室外からの室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。
- ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること。
- ③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

(注3)既存飲食店のうち経営規模の小さい店舗の要件(健康増進法附則第2条2項)

個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下)が運営する、客席面積100㎡以下の飲食店

(2) 屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」

- たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼすことが知られています。このため、第二種施設の屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等からおおむね10m(注4)以上離すことが必要です。

(注4)10mルールの根拠

「屋外における受動喫煙に関する日本禁煙学会の見解と提言」(平成18年(2006年)3月)によると、無風という理想状態下で、ひとりの喫煙者によるタバコ煙の到達範囲は直径14mの円周内であることから、これを参考に検討した結果、複数の喫煙者が利用することなどを考慮し、現実的な数値として10mを設定

(3) 喫煙専用室等における標識の掲示

- 第二種施設等において、喫煙専用室等を設置する場合は、当該場所の出入口及び当該施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、必要な事項を記載した標識(「喫煙専用室標識」又は「喫煙専用室設置施設等標識」等)を掲示しなければなりません。

(4) 喫煙専用室等への立入制限

- 喫煙をすることができる室には、20歳未満の者を立ち入らせてはなりません。

(5) 禁煙状況の利用者への掲示

- 禁煙レベルに応じた表示（例「敷地内禁煙」、「屋内禁煙」等）を施設の出入口等、人目に付きやすい箇所に貼付するなどによって、施設の禁煙状況を利用者に示します。

県の取組

(1) 受動喫煙防止に向けた普及啓発

- 受動喫煙防止のための取組を推進するため、受動喫煙に関する正しい知識の普及、及び受動喫煙防止に関する県民等の機運の醸成を図ります。
- 喫煙者が非喫煙者保護のために、特に子ども等への配慮として、受動喫煙防止を意識した喫煙マナーを身につけることができるよう、関係機関と連携し、普及啓発を行います。
- 健康増進法の改正に伴う国の新たな受動喫煙防止対策について、県民や事業者等に対する周知啓発を行います。

(2) 受動喫煙に関する教育の推進

- 市町及び学校その他の教育機関と連携し、子ども及び保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育の推進に努めます。

(3) やまぐち健康応援団への加入促進

- 受動喫煙防止対策等の実施を認定要件としている「やまぐち健康応援団」（注5）への加入を促進します。認定要件については、本ガイドラインの内容等を踏まえ、適切な見直しを行うこととします。

(注5)やまぐち健康応援団

県民を対象に健康づくりの各分野で主体的な取組を進める事業所等を登録し、広く公表する制度

(4) 健康経営企業認定制度への登録促進

- 受動喫煙防止対策等の実施を認定要件としている「やまぐち健康経営企業認定制度」（注6）への登録を促進します。認定要件については、本ガイドラインの内容等を踏まえ、適切な見直しを行うこととします。

(注6)やまぐち健康経営企業認定制度

従業員の健康管理を、経営的な視点から収益性などを高めるための投資と考え、戦略的に実施する「健康経営」の取組を実践している企業等の法人を顕彰する制度

関係機関に期待される役割

主 体	内 容
個人・家族	<ul style="list-style-type: none"> ○ 喫煙する人は、禁煙場所では喫煙をしない。また、屋外や家庭等においては、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう配慮するとともに、通学路や公園などの子ども等が利用する場所での喫煙を慎む。 ○ 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努める。 ○ 県・市町・関係機関・事業者等が実施する受動喫煙防止のための取組に協力するよう努める。
事業者・施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努める。 ○ 事業所や施設において、屋内を禁煙にすることや喫煙場所をはっきり表示するなど、受動喫煙防止のための環境の整備等に努める。 ○ 県・市町が実施する受動喫煙防止のための取組に協力するよう努める。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者や外来者、教職員等の協力を得て、敷地内禁煙を実施する。 ○ 子どもや保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育を進める。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院患者、外来患者及び職員の協力を得て、敷地内禁煙を実施する。
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ○ たばこの害についての普及啓発を行うとともに、事業者等に対して、受動喫煙防止対策についての指導・助言を行う。

コラム6

学校における児童生徒の受動喫煙防止に向けた取組

学校は児童生徒の健やかな成長をめざし、健康被害の防止や喫煙防止教育等の健康教育を推進している教育機関であることから、本県では平成15年から敷地内の全面禁煙措置を実施する学校が徐々に増えてきました。平成19年から県立学校が、平成23年度からは市町立学校が、地域や保護者等関係者の理解と協力により、全ての学校で敷地内の全面禁煙措置を実施し、受動喫煙の防止に取り組んでいます。(全国で学校敷地内の全面禁煙措置を講じている学校の割合 90.4%(平成29年度)「受動喫煙防止対策実施状況調査 文部科学省」)

また、受動喫煙による健康への影響について、児童生徒が正しい知識を学習するとともに、受動喫煙防止に向けた取組がマナーからルールになったことも併せて指導しています。

(山口県教育庁学校安全・体育課)

コラム7

たばこ対策への取組 ～敷地内禁煙の実施について～

弊社では本社建物を含む敷地内の禁煙に取り組んでいます。建設業界は全体的に喫煙率が高い業種で、非常に多くの職種の方が出入りしています。特にタバコについては、喫煙者がガンにかかるリスクが大きく、また、副流煙が周囲に与える影響もクローズアップされてくるようになってきており、当時は女性や非喫煙者にとって、副流煙による過酷な労働環境となっていたと思います。

そこで、私たちは平成 26 年の 5 月より敷地内禁煙について取締役会で決議し、実施する事になりました。来訪者や協力業者の理解を得て、館内、敷地内から全ての灰皿を撤去し、社内にあった自動販売機も撤去しました。

それまでは窓やエアコンの掃除をすると、タバコのヤニがこびり着いて掃除が大変でしたが、禁煙を始めてからは社内の空気もクリーンになり、掃除も楽になったとの声を聞く様になりました。

まず社内で喫煙できる環境を取り去る事で、女性や非喫煙者も安心して仕事ができる職場環境を作る事ができています。



(澤田建設 (防府市))

コラム8

喫煙対策に関する緊急メッセージ

受動喫煙対策について、2018 年(平成 30 年)7 月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立・公布されました。受動喫煙防止対策に必要な指導や助言等は主として保健所が担うこととなることから、令和元年 5 月 29 日に全国保健所長会会長より保健所長会会員に対し、以下の点についてより一層取り組むよう緊急メッセージが出されました。

- 1 保健所長は、地域における喫煙対策の推進役として自らが非喫煙者であることをめざす。
- 2 保健所長は、保健所職員全員が非喫煙者になるよう積極的に働きかける。
- 3 保健所長は、保健所(併設施設がある場合はその施設全体)の敷地内に喫煙場所を設置しないことをめざす。
- 4 保健所長は、受動喫煙を望まない人全てが快適に過ごせる地域社会の構築を積極的に推進する。

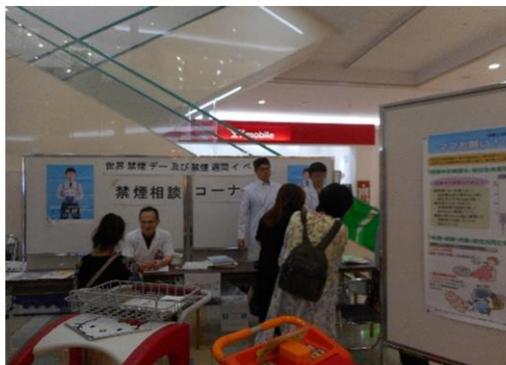
(山口県保健所長会 西田秀樹)

下関市のたばこ対策①

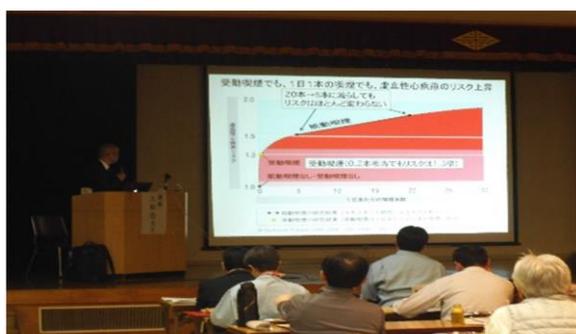
下関市では、市民の健康の維持増進を図るため、受動喫煙の健康への影響及び禁煙に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。毎年、5月31日の「世界禁煙デー」及び5月31日から6月6日の「禁煙週間」に合わせて、市役所1階ロビーで喫煙による健康被害についての情報提供を行っています。また、商業施設において禁煙キャンペーンを実施し、ポスター表示とともに薬剤師会と共同での禁煙相談コーナーを設け、喫煙による健康への影響や禁煙の重要性について知識の啓発を行っています。平成31年2月には、産業医科大学の大和浩先生をお招きし、事業所や施設管理者、行政職員など受動喫煙防止対策に関わる方を対象に、健康増進法の一部改正のポイントや受動喫煙の現状や必要となる受動喫煙防止対策についての講演会を行いました。令和元年7月1日からの改正健康増進法の一部施行に向けては、市内の第一種施設(学校、病院、診療所、薬局、施術所、児童福祉施設等)に対してリーフレットを配布し、周知を図っています。



市役所1階ロビーの展示



商業施設でのキャンペーン



事業者を対象とした講演会

(下関市保健部健康推進課)

6 山口県のたばこ対策 「喫煙防止（未成年、妊産婦等）」

目 標	「たばこを吸い始めたくない」意識・態度を向上させる。
基本方針	各ライフステージに応じて様々な場を活用し、たばこの害に関する情報提供や健康教育を行う。

県の取組

（１）ライフステージに応じた情報提供

- 県民誰もが、ライフステージを通じ、たばこの害についての正しい情報を得られるよう、関係機関の窓口やホームページ等を通じた情報提供を推進します。
- 特に、妊娠中の喫煙による健康被害を防止するため、たばこの害に関する知識の普及に努めます。
- また、職域や地域において、就職、結婚、妊娠・出産等、ライフイベントごとに情報提供を行います。

（２）未成年に対する健康教育の実施

- 未成年に対して、学校や地域等において、発達段階に応じた、効果的な健康教育を実施します。
- 健康教育を効果的に行うための教材を作成し、学校や教育機関に提供します。
- 健康教育の実施に当たっては、学校や地域の他、PTAやスポーツクラブが主催する研修会など、様々な場を活用します。

（３）喫煙防止指導を行う人材の育成・確保

- 保健師や薬剤師等、喫煙防止の普及に取り組む人を対象とする専門研修の充実を図ることにより、効果的な喫煙防止指導ができる人材の育成を強化します。
- また、指導を行う専門職に対して、喫煙防止に関する教材の提供等、効果的な指導を行うための支援を実施します。

関係機関に期待される役割

主 体	内 容
個人・家族	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもにたばこを吸わせないという意識を持たせる。 ○ 家庭内で子ども等に対してたばこに関する教育を行う（子どもの喫煙に対する注意を含む）。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが喫煙しないよう、保護者、家族、P T A、警察等が連携し、喫煙防止に取り組む。 ○ 子どもの参加する行事等の会場は禁煙とする。
職 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 結婚時等のライフイベントごとに喫煙防止指導の機会を持つ。特に、雇入れ時は、重点的に喫煙防止指導を行う。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な機会を通じて、子どもたちに対して喫煙防止指導を実施する。 ○ P T Aが主催する研修会の場で喫煙防止が取り上げられた場合、場の提供等の協力をする。 ○ 大学、専門学校において、喫煙防止指導を行う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、地域、職域等での喫煙防止指導に協力する。
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ たばこの販売業者は、未成年者へのたばこ販売の禁止を徹底する。 ○ 喫煙防止指導のための場を提供する。 ○ 学校、地域、職域等での喫煙防止指導に協力する。
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳の交付や乳幼児健康診断時等を活用して、たばこの害に関する知識の普及に努める。 ○ 教育委員会や学校、商工会議所などの関連団体・機関と連携し、地域住民に対する喫煙防止指導を積極的に実施する。 ○ 喫煙防止指導者の育成のための研修に積極的に参加する。

薬剤師による子どもへのたばこ教育

2018年7月の健康増進法の一部改正により、たばこによる望まない受動喫煙を防止するための取組みをマナーからルールへと変更する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行されます。

この法改正では、

- 1、「望まない受動喫煙をなくす」
- 2、「受動喫煙による健康影響が大きい子ども・患者さん等に特に配慮する」
- 3、「施設の類型・場所ごとに喫煙対策を実施する」

ことが提示されています。

山口県学校薬剤師会では子どもたちの健康保持、薬物乱用防止のため、県内の小中学校においてたばこが体に及ぼす害に関する教育を「たばこの害に関する教育講座」として学校薬剤師が学校へ出向き子どもたちに受動喫煙の怖さ、主流煙、副流煙による体への害、また、喫煙の習慣が薬物乱用へと手を染めてしまうかもしれないゲートウェイドラッグであることを教えています。教え方は学校薬剤師によって様々ですが、スライドを使ったり、喫煙防止のDVDを見せたり、紙芝居をしたり、ロールプレイを繰り広げたり、受動喫煙の実験やニコチンやタールを使った実験をしたりして子どもたちへ視覚的に伝えています。また、たばこの害に関する正しい知識、誘われた時は断る勇氣、困った時は相談することを子どもたちに伝えています。

喫煙人口は徐々に減ってきてはいますが、喫煙年齢は確実に低年齢化してきています。まずは大人が子どもたちへの手本を示し、受動喫煙をなくし、子どもたちへの健康被害の影響をなくすことが必要です。

人生100年時代の未来を担うこれからの子どもたちのために。



(山口県薬剤師会 河田尚己(岩国薬剤師会会営薬局))

学校における喫煙防止教育の取組

未成年者の喫煙は、法律で禁止されているだけでなく、生活習慣病や心の健康と密接な関係があり、心身の健康への影響は、成人より格段に大きいことは科学的な知見により明らかにされています。学校では、健康教育の一環として、喫煙防止教育を通じて、子どもたちが健康の大切さを認識し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理、改善していくために必要な資質や能力を養い、実践力を身につけることは、極めて重要な取組と捉え、発達段階に応じた指導の充実に努めています。

具体的には、体育(保健体育)科をはじめとする教科指導や特別活動の時間、道徳科、総合的な学習の時間など、学校全体の教育活動を通じて、小学校では、たばこの有害性について、中学校では、正しい知識に加え、好奇心やストレスの誘因に打ち勝つ対処方法を学習し、高等学校では、適切な意思決定や行動選択をし、健康増進を図る実践力、行動力の育成を重視した指導に取り組んでいます。

(山口県教育庁学校安全・体育課)

下関市のたばこ対策②(環境美化推進事業)

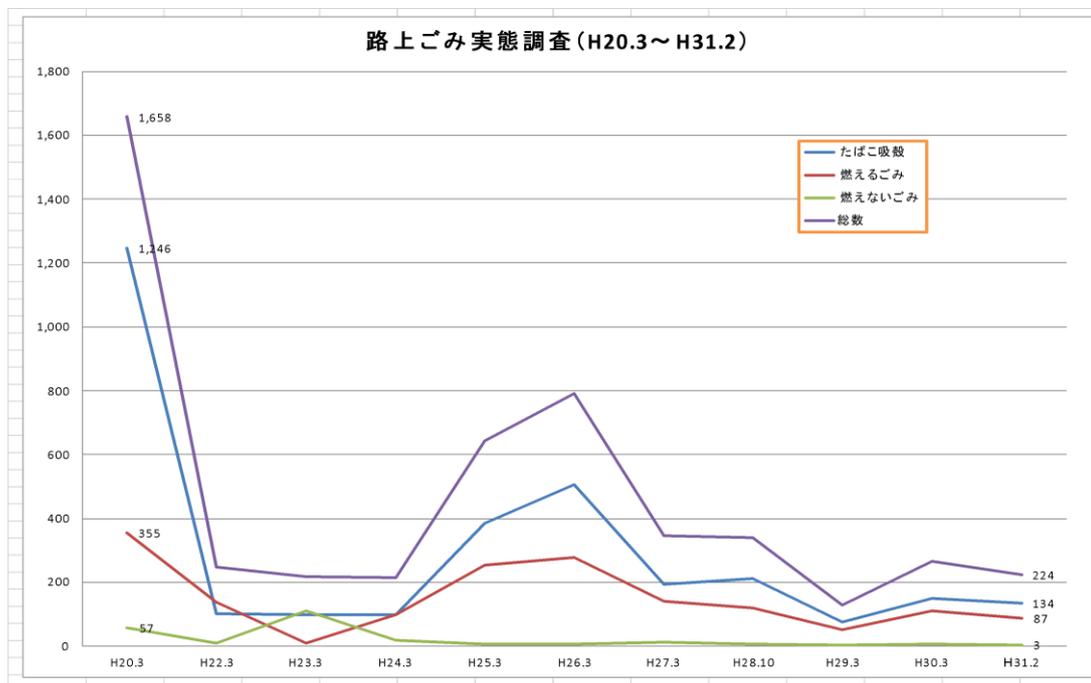
1. 路上喫煙等禁止地区

下関市では、地域の環境美化の促進を図り、市民の生活環境の向上に資することを目的として、「下関市環境美化条例」を制定しています。この条例に基づき、多くの観光客が集まる唐戸町周辺地区と多くの人が行き交う竹崎町周辺地区(下関駅周辺)の二つの地区を「路上喫煙等禁止地区」として指定しており、これらの指定地区内では、指定喫煙場所以外の屋外の公共の場所での路上喫煙を禁止行為とし、違反者には、罰則として過料1千円が科されます。



2. 条例の効果

路上喫煙等禁止地区を指定した平成20年から毎年路上ごみ実態調査を実施しています。条例改正前と比較すると、たばこの吸い殻は約9分の1に減少しています。また、その他の燃えるごみ等の増減はありますが、徐々に減少している状況です。この結果より、指定地区内においては、条例の効果が表れてきています。



(下関市環境部環境政策課)

6 山口県のたばこ対策 「禁煙支援」

目 標	効果的な禁煙支援により、禁煙成功者を増やす。
基本方針	喫煙者に対して、様々な機会を通じて禁煙を勧める情報提供を行う。 禁煙希望者に対して、適切な禁煙支援を提供する。

県の取組

(1) 関係機関が連携した効果的な禁煙支援の実施

- 市町や健康福祉センターにおいて、禁煙に関する啓発を行うとともに、喫煙者の禁煙に向けた動機づけ支援を行います。
- 市町や健康福祉センター、医療機関（禁煙外来）、薬局等の関係機関が連携を密にして、禁煙希望者に対する効果的な支援を推進します。

(2) 禁煙外来の普及・情報提供

- 禁煙外来医療機関及び禁煙支援ができる薬局について、ホームページ等を通じた情報提供を推進します。

(3) 禁煙を促す情報発信の強化

- 禁煙を勧める媒体（患者や健診受診・保健指導利用者に向けたチラシ）を作成し、市町や健康福祉センター等を通じて普及します。
- 県民のCOPD（慢性閉塞性肺疾患）に関する理解をさらに広めるため、禁煙週間等を活用した効果的な啓発活動を行うとともに、県民向け研修会等を開催します。
- 国や関係団体が公表している禁煙支援に関する資料や、禁煙情報を掲載している関連サイトの紹介等、禁煙を促す情報発信の強化に努めます。

(4) 禁煙指導を行う人材の育成・確保

- 保健師等の専門職に対する専門研修の充実を図ることにより、効果的な禁煙指導ができる人材の育成を強化します。
- 国が作成した「禁煙支援マニュアル」の活用による、効果的な禁煙指導を促進します。

関係機関に期待される役割

主 体	内 容
個人・家族	<ul style="list-style-type: none"> ○ 喫煙者は、まずは禁煙に挑戦し、失敗してもあきらめずに何度も挑戦する。 ○ 喫煙中の妊婦は積極的に禁煙に挑戦する。 ○ 喫煙する家族等に対して禁煙を勧め、禁煙実施者が禁煙を継続できるように支援や励ましを行う。
職 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙希望者に対して、適切な禁煙支援を行える医療機関を紹介する。 ○ 禁煙実施者が禁煙を実施できるように支援や励ましを行う。 ○ 特定保健指導者等の場を活用し、禁煙を勧める情報提供・禁煙支援を積極的に行う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙外来医療機関数を増やす。 ○ 医療機関内において、禁煙に関する情報提供を行う。
薬 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙希望者に対する支援を行う。 ○ 禁煙指導ができる薬局を増やす。 ○ 禁煙に関する情報提供を行う。
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁煙外来や禁煙方法等について情報提供を行うとともに、必要に応じて禁煙支援を行う。 ○ 特定保健指導者等の場を活用して、禁煙を勧める情報提供・禁煙支援を積極的に行う。 ○ 母子健康手帳交付時に、喫煙中の妊婦に対して禁煙を積極的に勧める。 ○ 禁煙指導者の育成のための研修に積極的に参加する。

山口県薬剤師会 禁煙相談薬剤師について

山口県薬剤師会では、開局、病院、行政、卸等の多くの薬剤師が喫煙者、非喫煙者の別なく禁煙相談に関心を持ち、薬剤師が県民の皆様に気軽に禁煙について相談していただける窓口となることを目的に平成27年4月より「禁煙相談薬剤師」認定制度を創設し、平成31年4月現在233名の認定相談薬剤師がおります。

(禁煙相談薬剤師リスト2019年度 http://yama-yaku.or.jp/kinen_soudan.html)



喫煙は、先進国において疾病や死亡の原因の中で防ぐことの出来る最大のものであります。

禁煙は、確実にかつ短期的に重篤な疾病や死亡を劇的に減らすことのできる方法です。喫煙習慣は精神的(心理的)な依存、身体的な依存に加えて、環境や社会的な寛容性が絡み合うニコチン依存症であり、本人の意志の力だけで長期間の禁煙ができる喫煙者はごくわずかですが、禁煙補助薬を適正に使うと、離脱症状が抑えられるため、比較的楽にやめることができます。

薬剤師による禁煙支援は、禁煙補助剤の適正使用のための服薬指導等に加えて禁煙支援の一連の流れである、①予防教育、②禁煙誘導(動機付け)、③禁煙補助剤の供給と服薬指導、④禁煙指導、⑤経過観察と介入と、禁煙の達成までのあらゆる過程に関わることができ、他職種とは異なるアプローチで今後も継続して取り組んで行くことが大切であると考えております。

(山口県薬剤師会 理事 田坂照彦)

特定保健指導における禁煙指導

協会けんぽ山口支部では、内臓脂肪が蓄積し血圧等のリスクを保有している加入者の方に対して、生活習慣の改善にかかる行動変容の支援を目的として特定保健指導を行っています。今般、特定保健指導について、国が実施方法の見直しを行い、平成30年4月からよりリスクが高い方(積極的支援対象者)に対してはモデル実施の運用が行えることとされました。その要件として喫煙者に対する禁煙指導を実施することが必須となりました。

この背景には、国で調査した特定健診受診者の喫煙率が23.0%に対し、「積極的支援対象者」の喫煙率が2割程度高いこと、男性の「積極的支援対象者」喫煙率を年代別に比較すると、40歳代が約6割と全世代で最も高いことがあります。また、協会けんぽ加入者の男性の喫煙率が高いことも分かりました。

これらを踏まえて、協会けんぽではモデル実施を行うこととし、「積極的支援対象者」のうち喫煙者に対して、禁煙外来を紹介するなどの禁煙指導を行っています。「たばこをやめると体重が増えそう。」とご心配されますが、禁煙によるメリットの方が大きく、3か月以上の継続する支援の中で体重の増加対策もサポートしています。

また、山口支部では県と協働で健康経営に取り組む企業の普及、支援を行っていますが、その中で企業に対して「たばこ対策の推進」も積極的に行っています。これらの山口支部の取り組みと健康増進法の改正による「望まない受動喫煙」対策の強化が、喫煙者を減らす追い風になることを期待しています。

(全国健康保険協会山口支部)

管理栄養士による禁煙活動への取り組み

■タバコ対策と保健指導について

①似ている点

「教育」と「環境整備」を両輪で進める事がポイントです。

②違う点

食・栄養に関する最新知見はマスコミ等に自由に取り上げられています。タバコに関する科学的情報はなかなか普及しておらず、「タバコ＝嗜好品」という価値観が壁となり、有効な対策の妨げとなっているように感じます。

③タバコの健康教育から学べた点

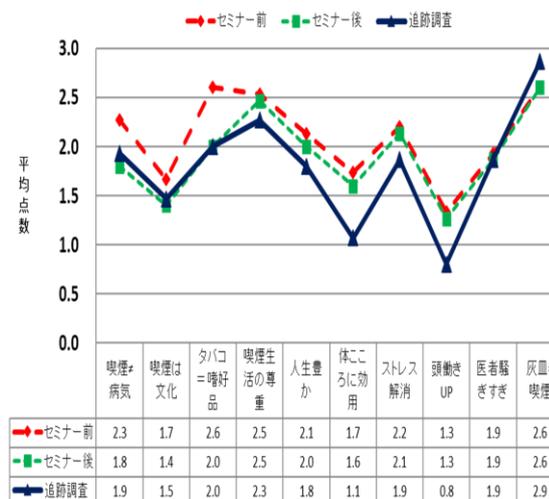
心理的依存度を判定できる問診票(加濃式社会的ニコチン依存度)を活用し、セミナーを受講した喫煙者への追跡調査(セミナー前、セミナー後、5か月後)を行った結果を右下に示します。介入により変化する指標を「喫煙習慣」に絞った事が分かりやすい報告書に繋がった経験から、教育企画の初期段階で「介入項目を絞る事」と「効果判定のための仕組みを考えておく事」の大切さを学びました。また、動画コンテンツが多いと参加者が飽きないセミナーになる事を実感し、栄養の健康教育にも、エビデンスがある問診票を重視する事、セミナー効果を示す報告を行う事、動画を利用する事を心掛けるようになりました。

タバコの健康教育



加濃式社会的ニコチン依存度の変化

(点数が低いほうが望ましい)



■個別対応ではなく、全社対応に関わってみて

食環境(食堂・寮)の改善に取り組んだ際、客観的指標と達成目標の提示が事業所の自律的な取組の推進に寄与した経験を活かし、事業所へ時期と目標・評価方法(「2020年度末に就業時間内敷地内全面禁煙」、「受動喫煙に関する評価は、従業員への調査結果」)を具体的に示し、推進計画を事業所主体で作成してもらいました。その結果、各事業所が、自動販売機の撤去、喫煙室の削減、禁煙タイムの実施等、様々な施策を推進しています。ゆくゆくはタバコの煙のない空間の快適さに気づき、「タバコ＝嗜好品」の意識が変化することを期待しています。

(宇部興産(株) 人事部 健康管理センター 中級禁煙支援管理栄養士 山上里枝子)

6 山口県のたばこ対策 「基盤整備」

本ガイドラインに基づくたばこ対策を効果的に推進するための環境づくりとして、「普及啓発」、「教育」、「ネットワークづくり」に取り組みます。

(1) 普及啓発

- 世界禁煙デー（5月31日）、禁煙週間（5月31日～6月6日）等の機会において、マスメディア、イベント等を活用した広報・キャンペーンを実施します。
- 学校、地域、職域など、様々な場を活用した普及啓発を積極的に実施します。
- 「やまぐち健幸アプリ」のプッシュ通知機能等を効果的に活用した情報発信を行います。

(2) 教育

- 県民や事業者など、誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深められるよう、関係機関と連携した教育の推進に努めます。
- 特に、未成年に対しては、学校や教育機関等と緊密に連携し、新たな教材の作成・提供などを通じて、効果的な健康教育を実施します。

(3) ネットワークづくり

- 本ガイドラインに沿って専門的な指導を行う「禁煙指導者」と「喫煙防止指導者」の育成を強化するとともに、ネットワークの構築を推進します。
- たばこ対策を官民一体となって推進するため、県、市町、関係団体、事業者等が相互に連携した推進体制を構築します。

世界禁煙デーの取組

山陽小野田市では、毎年、おのだサンパークにて「世界禁煙デーイベント」を開催しています。5月31日の世界禁煙デーから始まる禁煙週間に合わせて、喫煙・受動喫煙防止について考えてもらうイベントです。イベントは、山陽小野田医師会、小野田歯科医師会、山陽小野田薬剤師会とも連携しています。

会場では、禁煙したい方、禁煙を希望する家族の方などの相談、肺モデルなどの実物模型展示、肺年齢測定等を行いました。

また、施設内で「ちよるる」「禁煙レンジャー」がパレードを行い、禁煙について啓発を行いました。

このイベントは、やまぐち健幸アプリのポイント対象になっており、当日ダウンロードされる方もおられました。

その他、妊婦や胎児、乳幼児へのたばこの影響が大きいことから、妊娠届け出時面接やマタニティスクール、幼児健診などさまざまな機会をとらえて「たばこの害」についての啓発を行っています。



(山陽小野田市健康増進課)

市教育委員会と連携した小中学校への出前講座

山陽小野田市では、毎年、市の教育委員会が小中学校を対象に実施している「子ども市民教育推進事業」に健康づくりの側面から協力しています。その中のテーマの一つに「どうしてたばこはいけないの？」という喫煙防止教育があります。

内容は、まず、クイズ形式で喫煙の害、ニコチン依存症、受動喫煙などについて学び、その後、グループワークでタバコを吸うことを勧められた時の断り方をみんなで考えて発表します。

子どもたちはとても真剣に話し合い、「たばこはいけないことだから断る勇気が必要」「体に悪いとはっきり言うことが大切」などのとても良い意見が出ます。

利用される学校はまだ多くはありませんが、一つでも多くの学校で子どもたちに喫煙防止教育を実施したいと取り組んでいます。



(山陽小野田市健康増進課)

7 評価

本ガイドラインに基づく取組を効果的・効率的に推進するため、「山口県たばこ対策会議」による進行管理を行います。

(1) 「山口県たばこ対策会議」について

- 学識経験を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等を持って構成する「山口県たばこ対策会議」を設置し、年1～2回の会議を開催します。

(2) たばこ対策ガイドラインの進行管理について

- 「山口県たばこ対策会議」において、たばこ対策の推進に関する毎年の取組状況を報告するとともに、本ガイドラインの進行管理と評価を実施します。
- 今後の社会情勢の変化や関係団体等の取組状況にあわせて適宜見直し、修正を行います。

喫煙と歯周病、口腔がんについて

歯周病は、歯ぐきが腫れ、進行すると歯を支えている骨まで溶かし、最終的には歯が抜けてしまう病気です。その直接の原因は、歯の表面に付いた細菌の集団であるプラークです。つまり、歯周病は歯周病原菌による細菌感染症と言えます。また、歯周病の発症や進行には毎日の生活習慣に潜む様々なリスクファクターが関わっています。その中でも「喫煙」は歯周病の最大のリスクファクターと言えます。たばこの煙の中には、たばこ自体に含まれる物質と、それらが不完全燃焼することによって生じる化学物質が 5,000 種類以上で、その中には約 70 種類の発がん物質も含まれていると言われており、これらの物質が歯周病の悪化や口腔がんに関与しています。

ある統計データによると、喫煙者は歯周病が重症化しやすくなると言われています。なぜならば、タバコを吸っていると歯肉の腫れや出血が見えにくくなり、患者さん自身が歯周病に気づきにくくなります。実際に治療を始めても歯肉の治りは悪く、手術を行ったとしても効果の現われ方が非喫煙者よりも低いのです。しかも、治療後経過を追っていくと、喫煙者の歯肉は再び悪くなっていく傾向にあります。なぜかと言うと、タバコの煙に含まれる「一酸化炭素」は組織への酸素供給を妨げますし、「ニコチン」は一種の神経毒で、血管を縮ませるので、体が酸欠・栄養不足状態になります。また、ニコチンは体を守る免疫の機能も狂わせますので、病気に対する抵抗力が落ちたりアレルギーが出やすくなります。更に傷を治そうと組織を作ってくれる細胞(線維芽細胞)の働きまで抑えてしまうので、手術後も治りにくくなります。また、「ヤニ」という形で歯の表面に残っているので、歯がざらざらしてバイ菌が張り付きやすくなるのはもちろん、いつまでもお口の中や歯肉に有害物質が染み出しつづけることになるのです。つまり、私達ができるだけ多くの歯を維持し、がんになるリスクを減らし健康な生活を送るためには禁煙を心がけるとともに歯科医院で定期的な健診を受け、歯周病に対するメンテナンスや予防を行うことが重要となります。

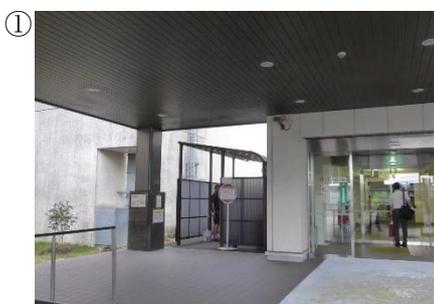
(山口県歯科医師会 副会長 下村明生)



2014年の山口県医師会報の禁煙推進委員会だよりに「先ず隗より始めよ、ですが・・・」と題し掲載して頂いてから5年が経過しました。

2003年に健康増進法が施行され、第五章 第二節には受動喫煙の防止が謳われています。また、健康日本21(第二次)が2013年より開始され、そのなかで、COPD(慢性閉塞性肺疾患)は、がん・循環器疾患・糖尿病と並んで、対策を必要とする主要な生活習慣病として挙げられ、「COPDの認知度の向上」と「成人の喫煙率の減少」「未成年者・妊娠中の喫煙をなくす」「受動喫煙の機会の減少」が目標として掲げられています。

目標を達成するためには、まずは身近なところから取り組む必要がありますが、2014年当時、当院には外来用喫煙場所が正面玄関横に存在していました。(写真①)。山口県医師会や山口健康福祉センターの入居している山口県総合保健会館の車寄せがある北西側出入り口にも喫煙所が存在していました(写真②)。屋根があるため風向きによっては入口までタバコのおいが充満し、とても健康を推進している施設の出入り口とは思えない有様でした。



その後、山口県健康増進課や山口県医師会の御尽力で、山口県総合保健会館は敷地内禁煙(写真④)となり、当院も数年前から敷地内禁煙(写真③)になり禁煙外来も設置致しました。



折しも健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2019年7月1日から、学校、児童福祉施設、病院、行政機関などが「敷地内禁煙」となり、2020年4月1日から、飲食店やオフィス、事業所、交通機関などが「原則屋内禁煙」になります。望まない受動喫煙をなくすための取り組みがマナーからルールへと変わります。

たばこの煙の有害物質は主流煙よりも副流煙に多く含まれており、受動喫煙としてタバコを吸わない人にも及びます。加熱式タバコも目に見えにくいですが副流煙があることがわかっています。また、たばこの煙がその場にはない状態でも、以前そこに流れてきたタバコの煙の成分が、壁や床、カーテン、衣類、髪の毛に付着して残り、そこから揮発した成分を吸入することを「三次喫煙(サードHANDSモーク)」と呼び、問題になっています。

今後も引き続き、たばこによる害のない社会を目指し、「先ず隗より始めよ」という言葉にならって、身近なところから力を合わせて、県民の皆様の健康増進のため、禁煙活動の啓蒙・推進に努力していきたいと思えます。

(山口県医師会禁煙推進委員会 國近尚美(山口赤十字病院))

8 参考資料

(1) 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（平成31年(2019年)2月22日）

・・・P37

(2) 受動喫煙防止の取組の推進に関する条例（平成30年(2018年)10月16日施行）

・・・P73

(3) 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令和元年(2019年)7月1日）

・・・P75

健 発 0222 第 1 号
平成 31 年 2 月 22 日

各

都道府県知事 保健所設置市市長 特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について
(受動喫煙対策)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 7 月 25 日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 1 号厚生労働省健康局長通知。以下「公布通知」という。)(別添 1)、また、一部の規定の施行については「「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について」(平成 31 年 1 月 22 日付け健発 0122 第 1 号厚生労働省健康局長通知。以下「一部施行通知」という。)(別添 2)において通知したところである。

今般、改正法の施行に関し、「健康増進法施行令の一部を改正する政令」(平成 31 年政令第 27 号)等の関係政省令・告示が公布されたところである。これらの主な内容及び施行にかかる留意点等は、公布通知及び一部施行通知に記載した内容のほか、下記のとおりであるので、これらの趣旨を踏まえつつ、望まない受動喫煙を防止するための取組みを進めるとともに、貴管下営業者等に対する周知徹底等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。また、都道府県におかれては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

今般公布された関係政省令・告示は次のとおりである。

1. 健康増進法施行令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 27 号)
2. 健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 28 号。以下「第 3 条関係改正政令」という。)
3. 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 17 号。以下「改正省令」という。)
4. 健康増進法の一部を改正する法律附則第 3 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ(平成 31 年厚生労働省告示第 39 号。以下「告示」という。)

記

第1 改正法の趣旨及び概要

1 改正法の趣旨

改正法は望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等を定めることを趣旨としたものであること。このため、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に「望まない受動喫煙」をなくすこと、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所毎に、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずることを基本的な考え方として受動喫煙対策を進めるものであること。

2 改正法における規制等の概要

(1) 施設類型毎の取り扱い

改正法は、受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する観点から、施設の類型・場所ごとに対策を実施することとしているところ、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や、行政機関を第一種施設、これら以外の事務所や工場、飲食店等を第二種施設と分類し、第一種施設においては「敷地内禁煙」、第二種施設においては「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」とするものであること。なお、各施設における詳細事項については第2及び第3を参照すること。

(2) 施設の「屋内」及び「屋外」

改正法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であつて、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となること。

(3) 「管理権原者」及び「管理者」

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者（以下「管理権原者等」という。）に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じる場所、「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要となる施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいうこと。また、「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者をいうこと。

第2 第一種施設に係る受動喫煙対策について

1 第一種施設の対象（新法第28条第5号関係）

敷地内禁煙の対象となる新法第 28 条第 5 号に規定する第一種施設は、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうものであるところ、これに該当する施設は以下のとおりであること。

(1) 学校、病院、児童福祉施設等（新政令第 3 条及び新規則第 12 条から第 14 条まで関係）

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（専ら同法第 97 条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第 124 条に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）

② 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 14 条に規定する防衛大学校及び防衛医科大学校

③ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第 3 号に規定する職業能力開発大学校及び同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校

④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（水産大学校）

⑤ 独立行政法人海技教育機構法（平成 11 年法律第 214 号）第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（海上技術学校及び海上技術短期大学校）

⑥ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 16 条第 6 号に規定する施設（国立看護大学校）

⑦ 自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 33 条の 2 に規定する陸上自衛隊高等工科大学校

⑧ 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）第 192 条に規定する航空保安大学校並びに同令第 254 条に規定する海上保安大学校及び海上保安学校

⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 13 条第 3 項第 1 号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第 18 条の 6 第 1 号に規定する保育士を養成する施設

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する養成施設

ウ 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 3 条第 3 項に規定する理容師養成施設

エ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項に規定する栄養士の養成施設

オ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 19 条第 2 号に規定する保健師養成所、同法第 20 条第 2 号に規定する助産師養成所、同法第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所及び同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所

- カ 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 12 条第 2 号に規定する歯科衛生士養成所
- キ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第 1 備考第 2 号の 3 及び第 3 号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第 2 の 2 備考第 2 号に規定する栄養教諭の教員養成機関
- ク 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項第 2 号に規定する養成機関
- ケ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条第 3 項に規定する自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る。）
- コ 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第 20 条第 1 号に規定する診療放射線技師養成所
- サ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 14 条第 2 号に規定する歯科技工士養成所
- シ 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 4 条第 3 項に規定する美容師養成施設
- ス 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第 15 条第 1 号に規定する臨床検査技師養成所
- セ 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 号に規定する調理師養成施設
- ソ 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 11 条第 1 号に規定する理学療法士養成施設及び同法第 12 条第 1 号に規定する作業療法士養成施設
- タ 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）第 5 条第 1 号に規定する製菓衛生師養成施設
- チ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 12 条第 1 項に規定する柔道整復師養成施設
- ツ 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 1 号に規定する視能訓練士養成所
- テ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号に規定する養成施設
- ト 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）第 14 条第 1 号に規定する臨床工学技士養成所
- ナ 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 1 号に規定する義肢装具士養成所
- ニ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 1 号に規定する救急救命士養成所
- ヌ 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 1 号に規定する言語聴覚士養成所
- ネ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成 11 年法律第 167 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する施設
- ノ 農業改良助長法施行令（昭和 27 年政令第 148 号）第 3 条第 1 号に規定する教育機関（20 歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- ハ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号及び

第2項第7号、第160条第3号、第161条第2項、第162条並びに第177条第7号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）

- ⑩ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所
- ⑪ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
- ⑫ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- ⑬ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条第1項に規定する難病相談支援センター
- ⑭ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- ⑮ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- ⑯ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- ⑰ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ⑱ 法務省設置法（平成11年法律第93号）第8条第1項に規定する少年院及び少年鑑別所

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）」は、新法第25条において、国及び地方公共団体には、国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要となるものであり、これに該当する施設は、当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われているものであること。

なお、政策や制度の企画立案業務が行われている施設として、中央官庁（地方支分部局を含む。）の庁舎、都道府県・市町村の庁舎はもちろん、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、これと類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設であって、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設も該当す

るものであること。

2 特定屋外喫煙場所（新法第 28 条第 13 号関係）

(1) 新法第 28 条第 13 号に規定する特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものであるところ、当該措置とは、以下のものであること。（新規則第 15 条関係）

① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があり、標識例（別添 3）をお示ししているのを御活用いただきたい。

③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

(3) 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること。

3 その他（新法第 27 条第 1 項関係）

特定施設等（第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設並びに旅客運送事業自動車等（旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む。）については、当該場所の利用者の望まない受動喫煙を防ぐという改正法の目的に鑑み、特定施設等と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に特に配慮しなければならないこと。

第 3 第二種施設等における受動喫煙対策

1 第二種施設の対象

第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものであること。なお、「多数の者が利用する」とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味するものであること。

2 喫煙専用室の設置に係る管理権原者の責務（新法第 33 条関係）

新法第 33 条第 1 項において、第二種施設等（第二種施設及び旅客運送事業鉄道等車両

等（旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室（以下この2において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとしているところ、その際の遵守すべき事項等は次のとおりであること。

(1) 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（新規則第 16 条第 1 項関係）

① 新法第 33 条第 1 項に規定するたばこの煙の流出を防止するための技術的基準は以下のとおりであること。

ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m 毎秒以上であること。

イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

(ア) 「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいうこと。

(イ) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められないこと。

ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

なお、「外部」とは、旅客運送事業鉄道等車両等において、旅客運送事業鉄道等車両等の内部にある喫煙専用室から当該旅客運送事業鉄道等車両等の外部に排気することを踏まえて規定したものであり、第二種施設における室外の場所と同様であること。

② 技術的基準に関する経過措置（改正省令附則第 4 条関係）

第二種施設等（施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。以下この②において同じ。）の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所（以下「喫煙場所」という。）を定めようとする場合であつて、当該第二種施設等の管理権原者の責めに帰することができない事由によって①の技術的基準（以下「一般的基準」という。以下この②において同じ。）を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、①にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。この際、「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」とは、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が 95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が 0.015mg/m³以下であること。

(2) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の掲示（新法第 33 条第 2 項、第 3 項及び新規則第 17 条関係）

新法第 33 条第 2 項及び第 3 項において、第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識（それぞれ「喫煙専用室標識」又は「喫煙専用室設置施設等標識」という。以下同じ。）を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙専用室標識

- ・ 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙専用室設置施設等標識

- ・ 喫煙専用室が設置されている旨

喫煙専用室について、(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙専用室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。

なお、ピクトグラムを用いた標識例は別添 3 のとおりであり、厚生労働省のホームページでも公表することとしているので、御活用いただきたい。この際、標識の配置や配色等については、各施設の様態により適宜加工・修正の上、使用して構わない。

(3) 喫煙専用室へ 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこと（新法第 33 条第 5 項関係）

新法第 33 条第 5 項において、施設の管理権原者等は、喫煙専用室（(2)により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。）に 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこととしているところ、20 歳未満の者を喫煙専用室に案内してはならないことはもちろん、20 歳未満の従業員を喫煙専用室に立ち入らせて業務を行わせることも認められないこと。また、20 歳未満と思われる者が喫煙専用室に立ち入ろうとしている場合にあっては、施設の管理権原者等は声掛けをすることや年齢確認を行うことで 20 歳未満の者を当該喫煙専用室に立ち入らせないようにすることが必要であること。

(4) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の除去（新法第 33 条第 6 項及び第 7 項）

喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、喫煙専用室標識又は喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならないこと。

3 指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者の責務等（改正法附則第 3 条関係）

(1) 改正法附則第 3 条第 1 項に規定するたばこから発生した煙が他人の健康を損なう

おそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものは、加熱式たばここととする。 (告示関係)

(2) 指定たばこ専用喫煙室における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準 (改正省令附則第3条第1項及び第2項関係)

① 2(1)と同様であること。

② 第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、上記①の要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることとする。

(3) 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の掲示 (改正省令附則第3条第3項関係)

第二種施設等の基準適合室 (構造及び設備がその室外の場所 (特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。) への指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室をいう。) の場所を指定たばこのみの喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識 (それぞれ「指定たばこ専用喫煙室標識」又は「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。以下同じ。) を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 指定たばこ専用喫煙室標識

- ・ 当該場所が喫煙 (指定たばこのみの喫煙をいう。) をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

- ・ 指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨

なお、指定たばこ専用喫煙室について、2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該指定たばこ専用喫煙室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。

(4) 指定たばこ専用喫煙室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

2(3)と同様であること。

(5) 指定たばこ専用喫煙室標識及び指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の除去

2(4)と同様であること。

(6) 指定たばこ専用喫煙室設置施設等に係る広告又は宣伝 (改正法附則第3条第2項及び改正省令附則第3条第3項関係)

指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等は、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならない

こととしているところ、この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示するものとする。

- (7) 指定たばこ専用喫煙室は第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所に設置することができることとされているところ、改正法は、原則屋内禁煙としつつ、指定たばこ専用喫煙室を設置する場合は、非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要であるという考え方にに基づき施設の「一部」に設置することができるとしていることを踏まえ、施設内の客席以外の場所を禁煙にして客席の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることや、事務所の執務室以外の場所を禁煙とし、執務室の全部を指定たばこ専用喫煙室とするようなことは改正法の趣旨に沿わないものであり、認められないこと。また、受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室とすることは望ましくないこと。

第4 既存特定飲食提供施設における受動喫煙対策

改正法附則第2条は、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の経過措置を設けるものであり、第二種施設の管理権原者は、当該第二種施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室（以下この第4において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとしているところ、その際の遵守すべき事項等は次のとおりであること。

1 既存特定飲食提供施設の要件（改正法附則第2条第2項関係）

経過措置の対象となる既存特定飲食提供施設とは、具体的には、この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のうち、以下の(1)、(2)に該当するものを除いたものであること。

(1) 次のいずれかの会社により営まれるもの

- ① 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超える会社）
- ② 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
 - イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社（アに掲げるものを除く。）

(2) 客席の部分の床面積が100㎡を超えるもの

この際、上記要件を満たす店舗について、改正法施行後に何らかの状況の変更があった場合に引き続き「既存」の店舗に該当するか否かは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断することとする。

2 喫煙可能室の設置に係る管理権原者の責務（改正法附則第2条関係）

- (1) 喫煙可能室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準(改正省令附則第2条第1項及び第2項関係)

第3の2(1)及び3(2)②と同様であること。ただし、既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における技術的基準は、これに代えて、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていることとすること。

(2) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の掲示(改正省令附則第2条第3項関係)

第二種施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該第二種施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識(それぞれ「喫煙可能室標識」又は「喫煙可能室設置施設標識」という。以下同じ。)を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙可能室標識

- ・ 当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙可能室設置施設標識

- ・ 喫煙可能室が設置されている旨

喫煙可能室について、第3の2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙可能室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。また、喫煙可能室について、施設の屋内の全部の場所とする場合には、上記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すれば足りること。

(3) 喫煙可能室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

第3の2(3)と同様であること。

(4) 喫煙可能室標識及び喫煙可能室設置施設標識の除去

第3の2(4)と同様であること。

(5) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存(改正法附則第2条第3項及び改正省令附則第2条第4項関係)

改正法附則第2条第3項において、喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の利用権原者は、当該喫煙可能室設置施設が既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を備え保存しなければならないこととしているところ、保存しなければならない当該書類は次のとおりとすること。

① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料

ア 「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指すものであること。

イ 「床面積に係る資料」とは、店舗図面等をいうものであること。

② 資本金の額又は出資の総額に係る資料(喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合に限る。)

「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいうものであること。

- (6) 喫煙可能室設置施設に係る広告又は宣伝(改正法附則第2条第4項及び改正省令附則第2条第5項関係)

第3の3(6)と同様であること。

- (7) 喫煙可能室設置施設の届出(改正省令附則第2条第6項関係)

喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室設置施設が所在する施設等の類型に応じ、次のとおり届出を行うものとする。

- ① 旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するものは、改正省令附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)に届け出ること。

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

- ② 旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものは、改正省令附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の管理者の住所地(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の都道府県知事に届け出ること。

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記号その他の符号
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所(法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

なお、当該届出は、改正省令の施行前においても行うことができること。(改正省令附則第6条関係)

- (8) 喫煙可能室設置施設の変更の届出(改正省令附則第2条第7項関係)

(7)により届出を行った喫煙可能室設置施設(以下「届出施設」という。)の管理権原者は、(7)にそれぞれ掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の2による届出書に変更の事実を証明することができる書類を添えて、その旨を(7)に掲げる施設類型に応じて都道府県知事に届け出るものとする。

- (9) 喫煙可能室設置施設の廃止の届出(改正省令附則第2条第8項関係)

届出施設の管理権原者は、喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、改正省令附則様式第1号の3により、その旨を(7)に掲げる施設類型に応じて都道府県知事に届け出るものとする。

第5 喫煙目的施設における受動喫煙対策

1 喫煙目的施設の対象(改正法第28条第7号)

「喫煙目的施設」は、多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設であるが、具体的には次に掲げる3種類であり、それぞれの具体的な要件は以下のとおりであること。(新政令第4条関係)

(1) 公衆喫煙所

施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

なお、「専ら喫煙」とは、施設本来の目的は喫煙をする場所であり、施設内での喫煙以外の行為は行わないという趣旨であるが、公衆喫煙所については、喫煙以外の一切の行為を認めないというものではなく、例えば、喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機を設置することは可能であること。

(2) 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

① 「対面販売」とは、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 22 条第 1 項の製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は第 26 条第 1 項の出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しないものであること。

② 「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものであるが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断するものであること。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

なお、たばこ販売店として「たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の販売をしている」とは、当該店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約 5 割を超えるものをいうものであること。

2 喫煙目的室設置施設の管理権原者の責務等（新法第 35 条関係）

(1) 喫煙目的室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準（新規則第 18 条関係）

第 3 の 2 (1) 及び 3 (2) ② と同様であること。

(2) 喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の掲示（新法第 35 条第 2 項、第 3 項及び新規則第 19 条関係）

喫煙目的施設の基準適合室（構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室をいう。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、当該場所の出入口及び当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識（それぞれ「喫煙目的室標識」又は「喫煙目的室設置施設標識」という。以下同じ。）を掲示しなければならないこととしているところ、それぞれ以下

に掲げる事項を容易に識別できるように掲示しなければならないこと。

① 喫煙目的室標識

- ・ 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨
- ・ 当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

② 喫煙目的室設置施設標識

- ・ 喫煙目的室が設置されている旨

喫煙目的室について、第3の2(1)②の技術的基準に関する経過措置に係る措置を講じているものである場合には、②の標識については、上記項目に加えて、当該喫煙目的室が当該経過措置に係る措置を講じられているものである旨を記載する必要があること。また、喫煙目的室について、施設の屋内の全部の場所とする場合には、上記2つの標識を兼ねた1枚の標識を掲示すれば足りること。

(3) 帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設（新法第35条第6項関係）

① 新法第35条第6項において、一部の喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しなければならないとして、帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設は、1(2)又は(3)に掲げる施設とすること。（新政令第5条関係）

② ①の喫煙目的室設置施設の要件に関する事項は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報とすること。なお、許可通知書本体又は写しを保存しておくことが望ましいが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことでも構わないものとすること。（新省令第20条関係）

(4) 喫煙目的室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと（新法第35条第7項関係）

第3の2(3)と同様であること。

(5) 喫煙目的室設置施設に係る広告又は宣伝（新法第35条第8項及び新規則第21条関係）

第3の3(6)と同様であること。

(6) 喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識の除去（新法第35条第9項及び第10条関係）

第3の2(4)と同様であること。

第6 特定施設等における喫煙の禁止（新法第29条関係）

1 改正法は施設類型に応じて喫煙に係る規制を設けることとしているものであり、何人も、正当な理由がなく、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所（以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならないこと。

(1) 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

喫煙関連研究場所とは、喫煙専用室においては喫煙以外の行為ができないが、たばこの喫煙に係る研究では喫煙以外の行為も行われることを踏まえ、たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいうものであること。

- (2) 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所
 - イ 喫煙専用室の場所
 - ロ 喫煙可能室の場所
 - ハ 指定たばこ専用喫煙室の場所
 - ニ 喫煙関連研究場所
- (3) 喫煙目的施設 喫煙目的室以外の屋内の場所
- (4) 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所
- (5) 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所
 - イ 喫煙専用室の場所
 - ロ 指定たばこ専用喫煙室の場所

2 1に違反して喫煙をしている者がいる場合、この行為を放置し、これが継続・反復されれば、特定施設における受動喫煙の防止という改正法の目的が達成されないこととなるため、都道府県知事は、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命令することができること。

第7 特定施設等の管理権原者等の責務（新法第30 関係）

- 1 特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないこと。また、特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならないこと。さらに、これら以外にも、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならないこと。
- 2 「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」とは、灰皿、スモークテーブル等といい、「喫煙の用に供することができる状態」とは、灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置していることはもちろん、稼働させていなくともその場で喫煙をすることができることと誤認させるように設置をしていることも含まれるものであること。なお、喫煙器具・設備が床に固定されており容易に撤去できない場合などにおいては完全な撤去までを求めるものではないが、布等で覆うこと等により使用できない状態にするといった対応が必要であること。

第8 都道府県知事による管理権原者等への指導、助言、勧告等（新法第31 条、第32 条、第34 条及び第36 条並びに改正法附則第2 条及び第3 条関係）

- 1 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対して、受動喫煙を防止するために必要な指導、助言を行うことができること。
- 2 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第7の1に違反して喫煙器具・設備を

喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該喫煙器具・設備の撤去その他当該器具・設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者等が、その期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

3 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備がたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者が、これに従わなかったときは、その旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。なお、当該勧告及び命令については、喫煙可能室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等、喫煙目的室設置施設においても同じであること。

4 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第5の1に掲げる各要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室が当該要件に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができること。また、都道府県知事は、当該勧告を受けた管理権原者が、これに従わなかったときは、その旨を公表すること、又は、当該勧告を受けた管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

5 これらの権限は、特定施設の利用者や第三者からの情報提供があった場合や、他法令・他制度に係る業務において特定施設等の管理権原者等との接点がある場合等に必要に応じて行使しうるものであるが、法違反の状況を把握した場合は、まずは適切に助言及び指導等を中心に行うことにより、法違反状態を早期に是正することを促していくことが望ましい。

第9 標識の使用制限（新法第37条及び改正法附則第4条関係）

1 新法第37条第1項及び改正法附則第4条第1項において、何人も、改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等又は喫煙専用室設置施設等標識等に類似した標識を掲示してはならないこととしているところ、改正法は、喫煙をすることができる場所には標識を掲示することにより望まない受動喫煙を防ぐことを一つの目的としており、改正法に定められた場合以外の標識又は類似標識の掲示により当該場所が喫煙をすることが

できる場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

- 2 新法第 37 条第 2 項及び改正法附則第 4 条第 2 項において、何人も、改正法に定められた場合を除き、喫煙専用室標識等又は喫煙専用室設置施設等標識等の除去又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならないこととしているところ、改正法は、喫煙をすることができる場所には標識を掲示することにより望まない受動喫煙を防ぐことを一つの目的としており、改正法に定められた場合以外の標識の除去又は汚損その他識別を困難にする行為により当該場所が本来喫煙をすることができる場所であるにもかかわらず、喫煙をすることがない場所であるかのように誤認させることは、改正法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

第 10 適用関係（新法第 39 条関係）

- 1 新法第 39 条第 1 項は、改正法により異なる規制を受ける施設類型が複数存在する場合において、第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合については、当該場所については、第一種施設の場所としての規制を適用することを明らかにしたものであること。

ただし、この際、第一種施設と第一種施設以外の特定施設が併存し、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、第一種施設の利用者に対する受動喫煙の防止は、第一種施設の部分のみの規制をもって達成されるものであることから、それぞれが独立した別の施設として規制を適用することとなる。また、様々な用途の施設の入居が前提とされている複合施設については、当該複合施設は第二種施設に分類され、当該複合施設の場所に第一種施設が存在する場合は、当該第一種施設の場所に限り、第一種施設としての規制を適用するものであること。

なお、改正法第 2 条の施行時点において、特定施設（改正法第 3 条の施行時点における第一種施設をいう。以下この 1 及び第 13 の 1 において同じ。）の場所に特定施設以外の場所がある場合の、特定施設以外の場所については、特定施設を利用する者の受動喫煙を防ぐという改正法の趣旨を踏まえ、特定施設の規制を適用すること。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なり、各施設が明確に区分されている場合においては、特定施設の利用者に対する受動喫煙の防止は、当該特定施設の部分のみの規制をもって達成されるものであるため、それぞれが独立した別の施設として扱うこととなること。

- 2 旅客運送事業鉄道等車両等に輸送等を目的として搭乗するために運行する旅客運送事業自動車については、異なる規制が重複する状態は一時的であることから、この場合における旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関する規制を適用するものであること。
- 3 旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に特定施設が存在する場合において、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機は内部禁煙となっているところ、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に第二種施設がある場合に当該場所について第二種

施設の規制を適用することとすると、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機における受動喫煙を防ぐという改正法の目的が達成されないことから、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機に存在する特定施設に対しては、旅客運送事業自動車又は旅客運送事業航空機としての規制を適用するものであること。

- 4 旅客運送事業鉄道等車両等に特定施設が存在する場合において、旅客運送事業鉄道等車両等は喫煙専用室の設置が可能となっているところ、旅客運送事業鉄道等車両等に第一種施設がある場合に当該場所について旅客運送事業鉄道等車両等の規制を適用することとすると、第一種施設における受動喫煙を防ぐという改正法の目的が達成されないことから、旅客運送事業鉄道車両等に存在する特定施設に対しては、特定施設としての規制を適用するものであること。
- 5 特定施設の場所に、現に運行している旅客運送事業自動車等がある場合において、当該旅客運送事業自動車等は特定施設の場所を一時的に通過するものであり、恒常的に特定施設の場所に存在するものではないため、当該旅客運送事業自動車等の場所は、特定施設に係る規制は適用しないこと。

第11 改正法の規制の適用除外（新法第40条関係）

- 1 改正法は、望まない受動喫煙を防ぐことを目的としているものであることを踏まえ、多数の者が利用する場所について規制を行うものであり、これに該当しない場所については改正法の規制の適用除外としている。当該適用除外の場所とは、プライベートな居住場所、すなわち私的な利用であり、居住又は宿泊を行う場所であるものをいい、「人の居住の用に供する場所」として、家庭の場所や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室の場所等が該当するものであること。なお、入所施設においても多床室・相部屋や共用部は多数の者が利用する場所であるため、適用除外の場所には当たらず、原則屋内禁煙の措置を講じなければならない。また、適用除外の場所であっても、当該施設の管理権原者等は、望まない受動喫煙を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないことに留意すること。
- 2 適用除外の場所として、「人の居住の用に供する場所」のほか、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）、旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）、宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所が該当するものであること。（新政令第6条関係）

なお、喫煙可能な客室を設ける場合は、同一の客室を日時によって喫煙可能又は禁煙とするのではなく、日時にかかわらず常時喫煙可能な客室又は禁煙の客室とすることが望ましい。
- 3 特定施設等の場所に、適用除外の場所がある場合は、当該適用除外の場所については、

特定施設等に係る規制は適用しないこと。なお、病院や介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しないこと。

- 4 特定施設等の場所において運行している一般自動車等については、当該一般自動車等は特定施設等の場所を一時的に通過するものであり、恒常的に特定施設等の場所に存在するものではないため、当該一般自動車等の内部の場所には、特定施設等に係る規制は適用しないこと。

第12 罰則（新法第76条から第78条まで関係）

改正法に規定する義務に違反した者について、所要の罰則規定を設けており、具体的には次のとおりであること。

- 1 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第8の2から4までに記載した命令に違反した者
 - (2) 第3の2(2)の喫煙専用室設置施設等標識、第3の3(3)の指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、第4の2(2)の喫煙可能室設置施設標識若しくは第5の2(2)の喫煙目的室設置施設標識の掲示又は第9の内容に違反した者
- 2 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第6の2に記載した命令に違反した者
 - (2) 第3の2(4)の喫煙専用室設置施設等標識、第3の3(5)の指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、第4の2(4)の喫煙可能室設置施設標識又は第5の2(6)の喫煙目的室設置施設標識の除去に違反した者
- 3 次のいずれかに該当する者は20万円以下の過料に処すること。
 - (1) 第4の2(5)に違反し、書類を備え付けず、若しくは保存しなかった者又は第5の2(3)に違反し、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは帳簿を保存しなかった者
 - (2) 都道府県知事が行う立入検査等につき、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第13 職場における受動喫煙対策との連携

- 1 改正法附則第5条第1項において、特定施設において業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないこととしている。特定施設は敷地内禁煙が原則であり、特定屋外喫煙場所以外の場所では喫煙をすることができないこととなっているものであるが、特定屋外喫煙場所を設置する際は、その事実を、当該特定施設において業務に従事する者に広く周知すること等を通じて、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならないこと。（改正法附則第5条第1項関係）

- 2 改正法附則第5条第2項において、特定施設等（第一種施設を除く。以下同じ。）において業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないこととしている。特定施設等において行われている事業の業種・業態、規模、現在の受動喫煙対策の実施状況等は施設によって様々であるが、喫煙専用室等を新たに設置する際は業務に従事する者に事前に協議することや、設置に係る事実を広く周知すること等の措置を講ずることにより、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならないこと。（改正法附則第5条第2項関係）
- 3 労働者のための受動喫煙対策については、今後別途ガイドラインを作成・周知することとしているので、その内容に即した対策が講じられることが望ましいこと。

第14 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法の施行期日は、次に掲げる部分を除き平成32年4月1日とすること。

- 1 改正法第1条に係る規定（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は平成31年1月24日とすること。
- 2 改正法第2条に係る規定（第一種施設の規制）の施行期日は平成31年7月1日とすること。

※ 条や項の番号については、それぞれ、改正法第3条による改正後の健康増進法を「新法」と、第3条関係改正政令による改正後の健康増進法施行令（平成14年政令第361号）を「新政令」と、改正省令第2条による改正後の健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）を「新規則」として、改正後の規定のものを記載している。

健発 0725 第 1 号
平成 30 年 7 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、これらの内容について十分御了知の上、貴管下営業者等に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第1 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

第2 改正法の主な内容

1 国及び地方公共団体の責務等に関する事項

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。 (第 25 条関係)
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下同じ。)及び旅客運送事業自動車等の管理権原者(施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。

(第 26 条関係)

- (3) 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならないものとする。 (第 41 条関係)

2 定義

(1) たばこ

たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいうものとする。 (第 28 条第 1 号関係)

(2) 指定たばこ

たばこのうち、当該たばこから発生した煙 (蒸気を含む。以下同じ。) が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいうものとする。 (附則第 3 条第 1 項関係)

(3) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙を発生させることをいうものとする。 (第 28 条第 2 号関係)

(4) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする。 (第 28 条第 3 号関係)

(5) 特定施設

第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいうものとする。 (第 28 条第 4 号関係)

(6) 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎 (行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。) をいうものとする。 (第 28 条第 5 号関係)

(7) 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。 (第 28 条第 6 号関係)

(8) 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいうものとする。 (第 28 条第 7 号関係)

(9) 既存特定飲食提供施設

この法律の施行の際現に存する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設 (次のいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が 100 平方メートルを超えるものを除く。) をいうものとする。 (附則第 2 条第 2 項関係)

ア 大規模会社 (資本金の額又は出資の総額が 5000 万円を超える会社をいう。イに

において同じ。)

イ 資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの

(ア) 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社

(イ) 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社(ア)に掲げるものを除く。)

(10) 旅客運送事業自動車等

旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいうものとする。 (第28条第8号関係)

(11) 特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいうものとする。 (第28条第13号関係)

(12) 喫煙関連研究場所

たばこに関する研究開発(喫煙を伴うものに限る。)の用に供する場所をいうものとする。 (第28条第14号関係)

3 特定施設等における喫煙の禁止等に関する事項

(1) 何人も、正当な理由がなくて、特定施設及び旅客運送事業自動車等(以下「特定施設等」という。)においては、次に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の次に定める場所(以下「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならないものとする。 (第29条第1項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

ア 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

(ア) 特定屋外喫煙場所

(イ) 喫煙関連研究場所

イ 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

(ア) 5の(1)の喫煙専用室の場所

(イ) 5の(3)の指定たばこ専用喫煙室の場所

(ウ) 5の(4)の喫煙可能室の場所

(エ) 喫煙関連研究場所

ウ 喫煙目的施設 5の(2)の喫煙目的室以外の屋内の場所

エ 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

オ 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 次に掲げる場所以外の内部の場所

(ア) 5の(1)の喫煙専用室の場所

(イ) 5の(3)の指定たばこ専用喫煙室の場所

(2) 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)は、(1)に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は(1)のアからウまでに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができるものとする。 (第29条第2項関係)

- (3) 人の居住の用に供する場所、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業の施設の客室の場所（同条第3項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第4項に規定する下宿営業の施設の客室（個室を除く。）の場所を除く。）等については、健康増進法の規定の一部を適用しないものとする。こと。（第40条関係）
 - (4) 何人も、特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）
 - (5) 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないものとする。こと。（第27条第1項関係）
- 4 特定施設等の管理権原者等の責務に関する事項
- 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとする。こと。（第30条第1項関係）
- 5 喫煙専用室等及び喫煙専用室設置施設等に関する事項
- (1) 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（1）において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室標識」という。）及び喫煙専用室（喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならないものとする。こと。（第33条第1項から第3項まで関係）
 - (2) 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（以下この（2）において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該喫煙目的施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙を目的とする場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識（以下「喫煙目的室標識」という。）及び喫煙目的室（喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。）が設置されている旨等を記載した標識（以下「喫

煙目的室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (第35条第1項から第3項まで関係)

- (3) 第二種施設等の管理権原者は、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)への指定たばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(3)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙(指定たばこのみの喫煙をいう。以下この(3)において同じ。)をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該第二種施設等の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室標識」という。)及び指定たばこ専用喫煙室(指定たばこ専用喫煙室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (附則第3条第1項関係)

- (4) 既存特定飲食提供施設の管理権原者は、この法律の施行の日から受動喫煙の防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、当該既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所(特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。)へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室(以下この(4)において「基準適合室」という。)の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所及び当該既存特定飲食提供施設の出入口の見やすい箇所に、当該場所が喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室標識」という。)及び喫煙可能室(喫煙可能室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下同じ。)が設置されている旨等を記載した標識(以下「喫煙可能室設置施設標識」という。)を掲示しなければならないものとする。 (附則第2条第1項関係)

- (5) 喫煙専用室が設置されている第二種施設等(以下「喫煙専用室設置施設等」という。)、喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設(以下「喫煙目的室設置施設」という。)、指定たばこ専用喫煙室が設置されている第二種施設等(以下「指定たばこ専用喫煙室設置施設等」という。)又は喫煙可能室が設置されている既存特定飲食提供施設(以下「喫煙可能室設置施設」という。)の管理権原者は、喫煙専用室等(喫煙専用室、喫煙目的室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室をいう。以下同じ。)の構造及び設備を厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならないものとする。 (第33条第4項及び第35条第5項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係)

- (6) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（6）及び（7）において単に「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者等は、20歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室等に立ち入らせてはならないものとする。こと。（第33条第5項及び第35条第7項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (7) 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき、喫煙目的室若しくは喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするとき又は指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙専用室等において掲示された喫煙専用室標識等（喫煙専用室標識、喫煙目的室標識、指定たばこ専用喫煙室標識又は喫煙可能室標識をいう。）を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第6項及び第35条第9項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (8) 喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたとき、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所若しくは当該喫煙可能室設置施設の全ての喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたとき又は当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の全ての指定たばこ専用喫煙室の場所を喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所としないこととしたときには、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設において掲示された喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室設置施設標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識又は喫煙可能室設置施設標識を除去しなければならないものとする。こと。（第33条第7項及び第35条第10項並びに附則第2条第1項及び第3条第1項関係）
- (9) 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が2の（8）の政令で定める要件を満たすように維持しなければならないものとする。こと。（第35条第4項関係）
- (10) 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。（12）において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の2の（8）の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。こと。（第35条第6項関係）
- (11) 喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として厚生労働省令で定めるものを備え、これを保存しなければならないものとする。こと。（附則第2条第3項関係）
- (12) 喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は喫煙可能室設置施設（以下この（12）において単に「喫煙目的室設置施設等」という。）の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設等が喫煙目的室設置施設

等である旨を明らかにしなければならないものとする。 (第 35 条第 8 項並びに附則第 2 条第 4 項及び第 3 条第 2 項関係)

6 都道府県知事による勧告、命令等に関する事項

- (1) 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が 4 に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。 (第 32 条関係)
- (2) 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等、喫煙目的室設置施設、指定たばこ専用喫煙室設置施設等若しくは喫煙可能室設置施設の喫煙専用室等の構造若しくは設備が 5 の (1) から (4) までの厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるとき又は喫煙目的室設置施設が 2 の (8) の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等、当該喫煙目的室設置施設、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等又は当該喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、勧告、命令等を行うことができるものとする。 (第 34 条及び第 36 条並びに附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項関係)

7 罰則

この法律による改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設けるものとする。 (第 76 条から第 78 条まで関係)

8 その他

- (1) 特定施設等においてこの法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務に従事する者の望まない受動喫煙を防止するため、当該使用する者又は当該特定施設等の実情に応じ適切な措置をとるよう努めなければならないものとする。 (附則第 5 条関係)
- (2) その他所要の改正を行うこと。

第 3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成 32 年 4 月 1 日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第 1 条関係)

- (1) 第 2 の 1、第 2 の 2 (一部の事項に限る。) 及び第 2 の 3 (一部の事項に限る。) 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 第 2 の 2 (一部の事項に限る。)、第 2 の 3 (一部の事項に限る。)、第 2 の 4 (一部の事項に限る。)、第 2 の 6 の (1) (一部の事項に限る。)、第 2 の 7 (一部の事項に限る。)、第 2 の 8 の (1) (一部の事項に限る。) 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

2 検討規定

政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第 8 条関係)

3 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所

要の改正を行うこと。(附則第4条、第6条、第7条及び第9条から第14条まで関係)

※ なお、条や項の番号については、改正法による全ての改正規定の施行後のものを記載している。

健 発 0122 第 1 号
平成 31 年 1 月 22 日

各

都道府県知事 保健所設置市市長 特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定の施行について
(受動喫煙対策)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。)については、平成30年7月25日に公布され、その概要については「「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について(通知)」(平成30年7月25日付け健発0725第1号厚生労働省健康局長通知)において通知したところである。今般、改正法の施行に関し、「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(平成31年政令第5号。以下「施行期日政令」という。)が公布され、改正法の規定のうち、国及び地方公共団体の責務等にかかる規定が平成31年1月24日より施行されることとなったところ、これらの規定にかかる留意点等は下記のとおりであるので、これらの趣旨を踏まえつつ、望まない受動喫煙を防止するための取組みを進めるとともに、貴管下営業者等に対する周知徹底等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。また、都道府県におかれては、貴管内市町村(保健所設置市及び特別区を除く。)に周知をお願いしたい。

なお、本法律改正に伴う政省令等の整備については、今後、順次行うこととしている。

記

第1 改正法の内容及び留意点

1 国及び地方公共団体の責務に関する事項(第25条関係)

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。具体的には、以下に掲げる事項等に留意し、望まない受動喫煙が生じない環境の整備を行うよう努めることとする。

- ・ 受動喫煙による健康影響に関する知識及び情報の普及啓発
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナーの向上のための啓発

- ・ たばこの健康影響に関する最新の情報の収集及び発信
- ・ 屋外分煙施設の整備や各地方自治体の実情に応じた条例の策定等を通じた望まない受動喫煙が生じない環境づくり
- ・ 受動喫煙の防止に関する相談窓口等の設置を通じた個別相談の実施

2 関係者の協力に関する事項（第25条の2関係）

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。具体的には、施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換、啓発活動の実施の協力等に努めることとする。

3 喫煙をする際の配慮義務に関する事項（第25条の3第1項関係）

喫煙をする者は、喫煙をする際は望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮すること、子どもや患者等特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では特に喫煙を控えること等が考えられる。

4 喫煙場所を設置する際の配慮義務に関する事項（第25条の3第2項関係）

多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。当該配慮義務の内容の具体例としては、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが考えられる。

第2 施行期日等

改正法の施行により、今後段階的に、施設等の類型に応じて、敷地内禁煙、原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）といった措置を講じることが法律上の義務となり、各施設等においてこれに沿った対応が必要となる。今般公布された施行期日政令において、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設である学校、病院等及び行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）に関する規定の施行期日は平成31年7月1日と定められたところである。施行に必要な政省令や留意事項等については、追って制定・周知することとしているので、これらの内容も踏まえ、適切な措置が講じられるよう準備をお願いしたい。

※ 条や項の番号については、改正法第1条による改正後の規定のものを記載している。

喫煙専用室標識等の標識例(一覽)

■ 第二種施設等(事務所、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等車両 等)

- 1 喫煙専用室標識
- 2 喫煙専用室設置施設等標識

■ 指定たばこ(加熱式たばこ)のみの喫煙の場合

- 3 指定たばこ専用喫煙室標識
- 4 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識

■ 喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、喫煙可能なたばこ販売店)

- 5 喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(公衆喫煙所)
- 6 喫煙目的室標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)
- 7 喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等)
- 8 喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(喫煙を主目的とするバー、スナック等(全部の場合))
- 9 喫煙目的室標識(たばこ販売店)
- 10 喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店)
- 11 喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識(たばこ販売店(全部の場合))

■ 既存特定飲食提供施設

- 12 喫煙可能室標識
- 13 喫煙可能室設置施設標識
- 14 喫煙可能室標識 兼 喫煙可能室設置施設標識(全部の場合)

■ その他

- 15 特定屋外喫煙場所標識
- 16 禁煙標識

※ 各標識例の上部に記載している標識名及び番号は上記と対応しているものであるが、便宜上付しているものであるため、実際の標識に記載する必要はない。



喫煙専用室

Designated
smoking room

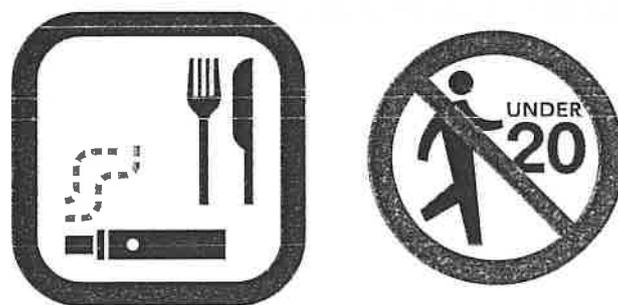
20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙専用室あり

Designated
smoking room
available

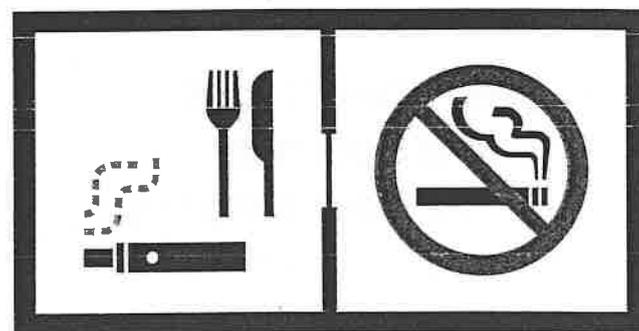
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



加熱式たばこ専用喫煙室

Designated
heated tobacco
smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。



加熱式たばこ専用喫煙室あり

Designated
heated tobacco
smoking room
available

喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識
(公衆喫煙所)

5



公衆喫煙所

Public
smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識
(喫煙を主目的とするバー、スナック等)

6



喫煙目的室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室設置施設標識
(喫煙を主目的とするバー、スナック等)

7



喫煙目的室あり

Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識
(喫煙を主目的とするバー、スナック等
(全部の場合))

8



喫煙目的店

Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識
(喫煙可能なたばこ販売店)

9



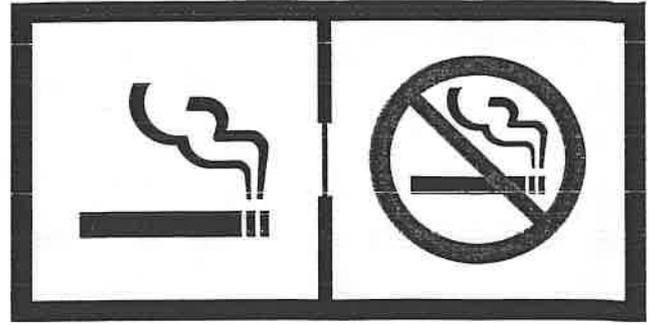
喫煙目的室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室設置施設標識
(喫煙可能なたばこ販売店)

10



喫煙目的室あり

Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙目的室標識 兼 喫煙目的室設置施設標識
(喫煙可能なたばこ販売店(全部の場合))

11



喫煙目的室

Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

喫煙可能室標識

12



喫煙可能室

Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙可能室あり

Smoking room
available

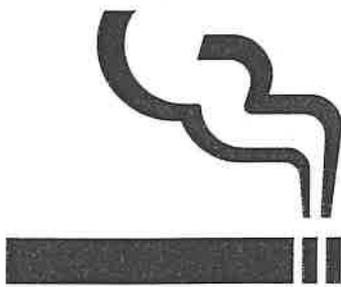
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙可能店

Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙場所

Smoking area

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



禁煙

No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

受動喫煙防止の取組の推進に関する条例

(前文)

たばこは、生産、販売活動等を通じた収益などの経済的な効果や、国や地方公共団体においてたばこ税収をもたらしている一方で、喫煙は、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中などの疾患と、科学的証拠に基づき因果関係があるとされている。

受動喫煙については、喫煙の場合と同様に、肺がん等の疾患と因果関係があるとされ、さらに他人の快適な生活を妨げるおそれがあることから、県民の健康で快適な生活を維持するためには、受動喫煙の防止に取り組むことは重要である。

現在、国や県においては、受動喫煙防止対策に取り組んでいるところであるが、依然として多くの人が、飲食店や職場などで受動喫煙の機会があり、望まない受動喫煙により、健康で快適に生活することが妨げられるという憂慮すべき実態がある。

このため、さらなる受動喫煙防止対策の強化が必要であるが、その取組を効果的に進めていく上で何よりも重要なことは、受動喫煙がいかに健康に悪影響を及ぼすかということ、誰もが正しく理解し、県民一人一人が受動喫煙の防止のための取組を主体的に行っていくことである。

ここに、私たちは、県民の健康で快適な生活を維持していくため、県民や事業者など誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙の防止における県民等の気運を醸成することにより、受動喫煙の防止に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、受動喫煙の防止のための取組について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び施設管理者の責務又は役割を明らかにするとともに、受動喫煙の防止のための取組に関する施策の基本となる事項を定めることにより、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康で快適な生活の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

2 この条例において「喫煙」とは、人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。

3 この条例において「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

4 この条例において「施設管理者」とは、複数の者が利用する施設（車両その他の移動施設を含む。以下同じ。）を管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 受動喫煙の防止のための取組の推進は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、他人の快適な生活を妨げるおそれがあるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 この条例に基づく受動喫煙の防止のための取組の推進に当たっては、望まない受動喫煙を生じさせることがない喫煙まで制限するものではないという理解の下に行うものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する受動喫煙の防止のための取組に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責

務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めるものとする。

- 2 県民は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、心身の成長段階にある子どもは受動喫煙による健康への影響が大きいことから、子どもが受動喫煙にあうことがないよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その事業所における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めることによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たすものとする。

- 2 事業者は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施設管理者の役割)

第7条 施設管理者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する正しい知識を習得し、その管理する施設における受動喫煙を防止するための環境の整備等に努めることによって、受動喫煙の防止のための取組における役割を果たすものとする。

- 2 施設管理者は、県又は市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(普及啓発等)

第8条 県は、受動喫煙の防止のための取組を推進するため、受動喫煙に関する正しい知識の普及及び受動喫煙の防止に関する県民等の気運の醸成その他必要な施策を講ずるものとする。

(受動喫煙に関する教育の推進)

第9条 県は、市町及び学校その他の教育機関と連携し、子ども及び父母その他の保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育の推進に努めるものとする。

(市町や事業者等に対する支援)

第10条 県は、市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に関する施策及び県民、事業者又は施設管理者が行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、受動喫煙の防止のための取組に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

(令和元年7月1日 基発0701第1号)

1 趣旨等

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第68条の2により対策を進めているところであるが、これに関連し、昨年7月、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が成立・公布されたところである。

改正法は、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権原者等に、当該多数の者の望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課すものである。一方、安衛法は、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者に、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すものである。

本ガイドラインは、改正法が本年1月24日より順次施行されていることに伴い、改正法による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。以下「健康増進法」という。）で義務付けられる事項及び安衛法第68条の2により事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的とするものである。

なお、事業者と管理権原者が異なる場合、当該事業者は、本ガイドラインに基づく対応に当たり、健康増進法の規定が遵守されるよう、管理権原者と連携を図る必要がある。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は、次に掲げるとおりであること。

(1) 施設の「屋外」と「屋内」

「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部を指し、これに該当しないものは「屋外」となること。

(2) 第一種施設

「第一種施設」とは、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第3条及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第12条から第14条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうこと。

(3) 第二種施設

「第二種施設」とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び

喫煙目的施設以外の施設（一般の事務所や工場、飲食店等も含まれる。）をいうこと。

(4) 喫煙目的施設

「喫煙目的施設」とは、多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設であって、次に掲げるものをいうこと。

ア 公衆喫煙所

施設の屋内の場所の全部を、専ら喫煙をする場所とするもの。

イ 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙する場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行う事業場。

ウ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする事業場（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

(5) 既存特定飲食提供施設

「既存特定飲食提供施設」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいうこと。

ア 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店であること。

イ 個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営しているものであること（一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。）。

ウ 客席面積が100平方メートル以下であること。

(6) 特定屋外喫煙場所

「特定屋外喫煙場所」とは、第一種施設の屋外の場所の一部のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、受動喫煙を防止するために健康増進法施行規則で定める必要な措置がとられた場所をいうこと。

(7) 喫煙専用室

「喫煙専用室」とは、第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を、専ら喫煙をすることができる場所として定めたものをいうこと。

専ら喫煙をする用途で使用されるものであることから、喫煙専用室内で飲食等を行うことは認められないこと。

(8) 指定たばこ専用喫煙室

「指定たばこ専用喫煙室」とは、第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）への指定たばこ（加熱式たばこをいう。）の煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を、指定たばこのみ喫煙をすることができる場所として定めたものをいうこと。

指定たばこ専用喫煙室内では、飲食等を行うことが認められていること。

3 組織的対策

(1) 事業者・労働者の役割

職場における受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、企業において、組織的に実施することが重要であり、事業者は衛生委員会、安全衛生委員会等（以下「衛生委員会等」という。）の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定すること。

職場の受動喫煙防止対策の推進のためには、当該事業場に従事する労働者の意識、行動等の在り方が特に重要であるため、労働者は事業者が決定した措置や基本方針を理解しつつ、衛生委員会等の代表者を通じる等により、必要な対策について積極的に意見を述べることが望ましいこと。

(2) 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

職場における受動喫煙防止対策の実施に当たり、事業者は、事業場の実情に応じ、次のような取組を組織的に進めることが必要であること。

ア 推進計画の策定

事業者は、事業場の実情を把握した上で、受動喫煙防止対策を推進するための計画（中長期的なものを含む。以下「推進計画」という。）を策定すること。この場合、安全衛生に係る計画、衛生教育の実施計画、健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画等に、職場の受動喫煙防止対策に係る項目を盛り込む方法もあること。

推進計画には、例えば、受動喫煙防止対策に関し将来達成する目標と達成時期、当該目標達成のために講じる措置や活動等があること。

なお、推進計画の策定の際は、事業者が参画し、労働者の積極的な協力を得て、衛生委員会等で十分に検討すること。

イ 担当部署の指定

事業者は、企業全体又は事業場の規模等に応じ、受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応等を実施させるとともに、各事業場における受動喫煙防止対策の状況について定期的に把握、分析、評価等を行い、問題がある職場について改善のための指導を行わせるなど、受動喫煙防止対策全般についての事務を所掌させること。

また、評価結果等については、経営幹部や衛生委員会等に適宜報告し、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の決定に資するようにすること。

ウ 労働者の健康管理等

事業者は、事業場における受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等における調査審議事項とすること。また、産業医の職場巡視に当たり、受動喫煙防止対策の実施状況に留意すること。

エ 標識の設置・維持管理

事業者は、施設内に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室など喫煙することができる場所を定めようとするときは、当該場所の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、ピクトグラムを用いた標識例については、「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について」（平成31年健発0222第1号）の別添3や「なくそう！望まない受動喫煙」ホームページを参照すること。

オ 意識の高揚及び情報の収集・提供

事業者は、労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、受動喫煙の防止のために講じた措置の内容、健康増進法の趣旨等に関する教育や相談対応を行うことで、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ること。さらに、各事業場における受動喫煙防止対策の担当部署等は、他の事業場の対策の事例、受動喫煙による健康への影響等に関する調査研究等の情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に適宜提供すること。

カ 労働者の募集及び求人の申込み時の受動喫煙防止対策の明示

事業者は、労働者の募集及び求人の申込みにあたっては、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項を明示すること。明示する内容としては、例えば以下のような事項が考えられること。

- ・施設の敷地内又は屋内を全面禁煙としていること。
- ・施設の敷地内又は屋内を原則禁煙とし、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等を設けていること。
- ・施設の屋内で喫煙が可能であること。

(3) 妊婦等への特別な配慮

事業者は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者、がん等の疾病を治療しながら就業する労働者、化学物質に過敏な労働者など、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、下記4及び5に掲げる事項の実施に当たり、これらの者への受動喫煙を防止するため、特に配慮を行うこと。

4 喫煙可能な場所における作業に関する措置

(1) 20歳未満の者の立入禁止

事業者は、健康増進法において、喫煙専用室などの喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせることが禁止されていることから、20歳未満の労働者を喫煙専用室等に案内してはならないことはもちろん、20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすること（喫煙専用室等の清掃作業も含まれる。）。

また、20歳未満と思われる者が喫煙専用室等に立ち入ろうとしている場合にあっては、施設の管理権原者等に声掛けをすることや年齢確認を行うことで20歳未満の者を喫煙専用室等に立ち入らせないようにさせること。

(2) 20歳未満の者への受動喫煙防止措置

事業者は、健康増進法において適用除外の場所となっている宿泊施設の客室（個室に限る。）や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなどの入居施設の個室、業務車両内等についても、望まない受動喫煙を防止するため、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らないよう措置を講じること。

(3) 20歳以上の労働者に対する配慮

事業者は、20歳以上の労働者についても、望まない受動喫煙を防止する趣旨から、事業場の実情に応じ、次に掲げる事項について配慮すること。

ア 勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫

望まない受動喫煙を防止するため、勤務シフトや業務分担を工夫すること。また、受動喫煙を望まない労働者が喫煙区域に立ち入るの必要のないよう、禁煙フロアと喫煙フロアを分けることや喫煙区域を通らないような動線の工夫等について配慮すること。

イ 喫煙専用室等の清掃における配慮

喫煙専用室等の清掃作業は、室内に喫煙者がいない状態で、換気により室内のたばこの煙を排出した後に行うこと。やむを得ず室内のたばこの煙の濃度が高い状態で清掃作業を行わなければならない場合には、呼吸用保護具の着用等により、有害物質の吸入を防ぐ対策をとること。また、吸い殻の回収作業等の際には、灰等が飛散しないよう注意して清掃を行うこと。

ウ 業務車両内での喫煙時の配慮

営業や配達等の業務で使用する車両内などであっても、健康増進法において喫煙者に配慮義務が課せられていることを踏まえ、喫煙者に対し、望まない受動喫煙を防止するため、同乗者の意向に配慮するよう周知すること。

5 各種施設における受動喫煙防止対策

(1) 第一種施設

事業者は、第一種施設が健康増進法により「原則敷地内禁煙」とされていることから、第一種施設内では、受動喫煙を防止するために必要な別紙

1の技術的基準を満たす特定屋外喫煙場所を除き、労働者に敷地内で喫煙させないこと。また、技術的基準を満たすための効果的手法等の例には、別紙2に示すものがあること。

(2) 第二種施設

ア 事業者は、第二種施設が健康増進法により「原則屋内禁煙」とされていることから、第二種施設内では、次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を除き、労働者に施設の屋内で喫煙させないこと。

(7) 喫煙専用室

喫煙専用室は、別紙1のたばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たすものでなければならないこと。また、技術的基準を満たすための効果的手法等の例には、別紙2に示すものがあること。

(4) 指定たばこ専用喫煙室

指定たばこ専用喫煙室は、別紙1の指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たすものでなければならないこと。また、技術的基準を満たすための効果的手法等の例には、別紙2に示すものがあること。

イ 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、指定たばこ専用喫煙室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと。

ウ 事業者は、受動喫煙を望まない者が指定たばこ専用喫煙室において業務や飲食を避けることができるよう配慮すること。

エ 施設の屋内を全面禁煙とし、屋外喫煙所（閉鎖系に限る。）を設ける場合にあっては、これらに要する経費の一部については助成を受けることができること。

(3) 喫煙目的施設

ア 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙目的室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙目的室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと。

イ 事業者は、受動喫煙を望まない者が、喫煙目的室であって飲食等可能な室内において、業務や飲食を避けることができるよう配慮すること。

(4) 既存特定飲食提供施設

ア 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙可能室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙可能室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと。

イ 事業者は、受動喫煙を望まない者が喫煙可能室において業務や飲食を避けることができるよう配慮すること。また、業務上であるか否かにかかわらず、受動喫煙を望まない者を喫煙可能室に同行させることのないよう、労働者に周知すること。

ウ 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、既存特定飲食提供施設の飲食ができる場所を全面禁煙として喫煙専用室又は屋外喫煙所を設置する場合には、別紙1の技術的基準を満たす喫煙専用室を設ける、又は、屋外喫煙所を設けることが望ましいこと。この場合、これらの措置（屋外喫煙所にあつては閉鎖系に限る。）に要する経費の一部について助成を受けることができること。

エ 健康増進法により次に掲げる事項が求められていることから、事業者はそれらの事項が実施されているか管理権原者に確認すること。

(7) 既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証する書類を備えること。

(1) 喫煙可能室設置施設の届出を保健所に行うこと。

6 受動喫煙防止対策に対する支援

事業者は、5の(2)及び(4)の助成対象となる措置に要する費用の一部への助成など、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者への支援制度を活用しようとするときは、次に掲げる各制度の問合せ先へ相談することができること。

(1) 助成金に関する事項

事業場の所在地を所管する都道府県労働局労働基準部健康主務課

(2) 受動喫煙防止対策の技術的な相談

厚生労働省ホームページで最新の問合せ先を確認すること。

厚生労働省ホームページ：

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/kitsuen/index.html)

(3) たばこの煙の濃度等の測定機器の無料貸出し

厚生労働省ホームページ（同上）で最新の問合せ先を確認すること。

健康増進法における技術的基準等の概要

1 第一種施設

第一種施設において、喫煙をすることができる場所である特定屋外喫煙場所を設置する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられること。

(2) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

(3) 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常、当該施設の利用者(労働者を含む。)が立ち入ることのない場所をいうこと。

2 第二種施設

事業者は、第二種施設内に喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を満たすこと。

なお、屋外喫煙所の設置に当たっては、別紙2を参考とすること。

(1) 喫煙専用室

ア 次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること。

(ア) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。

(イ) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

(ウ) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

イ 喫煙専用室の出入口及び当該喫煙専用室を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に次に掲げる必要事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、喫煙専用室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。

(ア) 喫煙専用室標識

- ・当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

(イ) 喫煙専用室設置施設等標識

- ・喫煙専用室が設置されている旨

ウ 喫煙専用室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。

(2) 指定たばこ専用喫煙室

- ア 指定たばこ（加熱式たばこ）のみ喫煙可能であること。
- イ たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（2の(1)のア）に適合すること。
- ウ 施設の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、イの要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。また、喫煙してはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること。
- エ 指定たばこ専用喫煙室の出入口及び当該指定たばこ専用喫煙室を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に次に掲げる必要事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。
- なお、指定たばこ専用喫煙室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。
- (ア) 指定たばこ専用喫煙室標識
- ・当該場所が喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所である旨
 - ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- (イ) 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
- ・指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨
- オ 指定たばこ専用喫煙室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。
- カ 当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならないこと。この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示すること。

3 喫煙目的施設

事業者は、喫煙目的施設内に喫煙目的室を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を満たすこと。

(1) 喫煙目的施設の要件

本文の2の用語の定義に合致すること。

(2) 喫煙目的室の要件

ア たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（2の(1)のア）に適合すること。

イ 喫煙目的室の出入口及び当該喫煙目的室を設置する喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に下記に掲げる必要事項を記載した標識を掲

示しなければならないこと。

なお、喫煙目的室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。

(7) 喫煙目的室標識

- ・当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

(イ) 喫煙目的室設置施設標識

- ・喫煙目的室が設置されている旨

ウ 事業者は、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等及び店内で喫煙可能なたばこ販売店にあっては、管理権原者が喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しているか確認すること。

エ 喫煙目的室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。

オ 当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならないこと。

なお、この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示すること。

4 既存特定飲食提供施設

事業者は、既存特定飲食提供施設内に喫煙可能室を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を満たすこと。

(1) 既存特定飲食提供施設の要件

本文の2の用語の定義に合致すること。

(2) 喫煙可能室

ア たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(2の(1)のア)に適合すること。ただし、既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における技術的基準は、これに代えて、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること。

イ 喫煙可能室の出入口及び当該喫煙可能室を設置する既存特定飲食提供施設の主たる出入口の見やすい箇所に下記に掲げる必要事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、喫煙可能室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。

(7) 喫煙可能室標識

- ・当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

(イ) 喫煙可能室設置施設標識

- ・喫煙可能室が設置されている旨

- ウ 喫煙可能室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。
エ 喫煙可能室設置施設が下記に掲げる既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を備え保存しなければならないこと。

- (7) 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
- ・「客席」とは、飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指すものであること。
 - ・「床面積に係る資料」とは、店舗図面等をいうものであること。
- (4) 資本金の額又は出資の総額に係る資料（喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合に限る。）
- ・「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいうものであること。

- オ 当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならないこと。この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示すること。

カ 喫煙可能室設置の届出

事業者は、喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者が、喫煙可能室設置施設が所在する施設等の類型に応じ、次のとおり届出を行っているか確認すること。

- (7) 旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するものは、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号。以下「改正省令」という。）附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に届け出ること。
- ・喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
 - ・喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (4) 旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものは、改正省令附則様式第1号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の管理者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事に届け出ること。
- ・喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記

号その他の符号

- ・喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

技術的基準を満たすための効果的な手法等の例

1 喫煙専用室

喫煙専用室については、喫煙専用室内のたばこの煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこの煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要があること。

(1) 喫煙専用室の設置場所

就業する場所や人の往来が多い区域から適当な距離をとることが効果的であること。

また、中央管理方式の空気調和設備（エアコンディショナー）を採用している建物にあっては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙専用室を設置すると、当該設備を通じて建物全体にたばこの煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙専用室の施設構造

ア 壁の素材

喫煙によりタバコのヤニ等が壁に付着するため、清掃が容易な素材とすると喫煙専用室の維持管理がしやすいこと。

また、屋内側に面した壁に窓等を設置し、喫煙専用室内部の状況が見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられること。

イ 喫煙専用室内の備品類

備品を設置する場合は必要最低限とし、出入口から喫煙専用室内への気流を妨げないような構造や配置とすることが効果的であること。なお、専ら喫煙の用途で使用するものから、喫煙以外の用途で使用するものを設置することは認められないこと。

ウ 喫煙専用室の扉・給気口（ガラリ）

喫煙中の喫煙専用室の扉の状態として、扉を常時開放しておく方法と、扉を閉鎖して人が出入りする時のみ開放する方法があること。両手法についての留意すべき事項は以下のとおりであること。

なお、いずれの手法についても、喫煙専用室内の空気を屋外に排気する装置（以下「屋外排気装置」という。）等の機器を稼働させた状態において、扉を開放した際の開口面において喫煙専用室内に向かう気流 0.2メートル毎秒以上が確保されていることが必要であること。

(ア) 喫煙中、常時扉を開放して使用する手法

出入口においてたばこの煙を防ぐ物理的な障壁がなく、気流でたばこの煙の漏れを防止しているため、空気調和設備の稼働時の空気の流れの変化に特に注意する必要があること。

(イ) 喫煙中は扉を閉鎖して使用し、人が出入りする時のみ扉を開放する手法

喫煙専用室内への十分な給気を確保できるだけの給気口（ガラリ）を扉や扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。

開閉時に空気が乱れにくいため、スライド式の扉を設置するとより効果的であること。

エ 出入口におけるのれん等の設置

喫煙専用室の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めると、より少ない換気量で一定以上の気流を確保することができること。

オ エアカーテンの活用

喫煙専用室の扉を開放して使用する場合等は、出入口にエアカーテン（天井等に取り付けたユニットから床に向かって空気を吹き出し、冷暖房、煙、埃等の遮断を目的とした送風機器をいう。）を設置してたばこの煙の漏えいを防止する対策も考えられること。なお、たばこの煙が室外に流出しないよう、風向きや風量を適切に調節する必要があること。

カ 空気調和設備

空気調和設備を使用する場合は、吹き出し口の近傍に遮蔽板を設置するなど、空気調和設備から吹き出した空気が喫煙専用室の出入口における気流に影響を与えないよう十分配慮すること。

キ 屋外排気

(7) 屋外排気装置

屋外排気装置の例として、換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファン等があること。

(4) 喫煙専用室の形と屋外排気装置等の配置

同じ床面積であれば喫煙専用室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置は相対する短辺側に設けると、喫煙専用室内の効率的な換気が可能となること。

屋外排気装置で排気したたばこの煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう、排気する場所も含めて喫煙専用室の設置場所は配慮することが望ましいこと。

(4) 技術的基準に関する経過措置

- ① 施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室の屋外排気が困難な場合にあっては、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（別紙1の2の(1)のア）に一定の経過措置が設けられていること。この場合、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること。

- ・扉を開放した状態の開口面において喫煙専用室内に向かう気流0.2メートル毎秒以上が確保されていること。
- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。
- ・当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊

粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。

- ② 当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであること。

ク 機器のメンテナンス

屋外排気装置については、経年使用により性能が低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、おおむね1年に1回程度の適切な頻度でメンテナンスを行うことが望ましいこと。

また、脱煙装置については、フィルターの詰まりなどにより、集じん効率等の性能が急激に低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、おおむね3ヶ月に1回程度の適切な頻度で性能評価とメンテナンスを行うことが望ましいこと。

ケ 喫煙専用室の利用人数・面積

一般的に、一定時間内の喫煙可能な本数は時間当たりの屋外排気量に依存するため、喫煙専用室における屋外排気量から、同時に喫煙可能な人数の目安を設定すること。

(3) 喫煙専用室の使用方法的周知

次に掲げる事項を利用者に周知することが効果的であること。

- ア 喫煙専用室内にたばこの煙が拡散するとたばこの煙の排出効率が悪くなるため、可能な限り屋外排気装置の近くで喫煙すること。
- イ 同時に喫煙可能な人数の目安を遵守すること。
- ウ 喫煙専用室からの入退出時はたばこの煙が漏れいしやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること。
- エ 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと。
- オ 喫煙専用室の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと。

2 指定たばこ専用喫煙室

1を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「指定たばこ専用喫煙室」と、「たばこ」とあるのは「指定たばこ」と読み替えること。ただし、1の(2)のイについては喫煙以外の用途で使用するものを設置することが認められること。

3 屋外喫煙所

屋外喫煙所については、屋根のみの構造や、屋根と一部の囲いのみの構造等の「開放系」と、屋根と壁で完全に囲われ、屋外排気装置等で喫煙所内の環境が管理されている「閉鎖系」に大別されること。なお、第一種施設に設置する場合は、いずれの場合も特定屋外喫煙場所の技術的基準を満たすこと。

(1) 屋外喫煙所の設置場所

- ア 事業場の建物の出入口や給気口、人の往来区域等からの距離

(ア) 開放系の場合

建物の出入口や窓、吸気口（以下「建物出入口等」という。）、人の往来が多い区域（例：通路や非喫煙者も使う休憩場所）から可能な限り離して設置すると効果的であること。

また、建物の構造等により、比較的風向きが安定している場所があれば、当該場所のうち直近の建物出入口等から見て風下側へ設置すること。

(イ) 閉鎖系の場合

屋外喫煙所の排気口から排出された空気や、屋外喫煙所の出入口からのたばこの煙の漏えいを避けられる場所に設置すること。

イ 通気環境

通気が悪い場所に設置する場合には、たばこの煙の滞留に注意すること。

開放系については、建物の軒下や壁際に設置する場合には、屋根や壁をつたって建物内にたばこの煙が流入する可能性を十分に考慮するとともに、建物出入口等の付近に設置する場合には、たばこの煙の建物出入口等から建物内への流入に注意すること。

(2) 屋外喫煙所の施設構造

ア 外部からの視認性

屋外喫煙所内部の状況が外部から見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があること。

イ 天井（屋根）、壁の構造及び屋外排気装置

たばこの煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、たばこの煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であること。

ウ 喫煙専用室の考え方の準用（閉鎖系）

閉鎖系の屋外喫煙所の施設構造は、喫煙専用室と類似しているため、1の(2)のア、キの(ア)及び(イ)、ク並びにケに係る記載の内容を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「屋外喫煙所」と、「屋内側に面した壁」とあるのは「屋外喫煙所の壁」と読み替えること。

(3) 屋外喫煙所の使用方法の周知

屋外喫煙所を効果的に使用するため、以下の事項を利用者へ周知すること。

ア 同時に喫煙可能な人数の目安を遵守すること。

イ 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと。

ウ 屋外喫煙所の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと。

4 喫煙目的施設

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を設置する場合は1を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「喫煙目的室」

と読み替えること。ただし、1の(2)のイについては、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等及び店内で喫煙可能なたばこ販売店にあっては、喫煙以外の用途で使用するものを設置することが認められること。

5 既存特定飲食提供施設

(1) 喫煙可能室

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を設置する場合は1を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「喫煙可能室」と読み替えること。ただし、1の(2)のイについては喫煙以外の用途で使用するものを設置することが認められること。

(2) 喫煙専用室及び屋外喫煙所

1及び3を準用すること。

6 その他共通する事項

喫煙専用室等の出入口及び喫煙専用室等を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示する際、以下の事項についても表示することが効果的であること。

(1) 同時に喫煙可能な人数の目安

(2) 適切な使用方法

9 たばこ対策に関する相談窓口

たばこ対策（受動喫煙防止対策、未成年者の喫煙防止等）に関するご相談などは
最寄りの下記、お問い合わせ先へ

お問い合わせ先	住 所	電 話
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	☎0827-29-1523
柳井健康福祉センター	〒742-0032 柳井市古開作中東条 658-1	☎0820-22-3631
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	☎0834-33-6425
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東 3-1-1	☎083-934-2531
山口健康福祉センター防府支所	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	☎0835-22-3740
宇部健康福祉センター	〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50	☎0836-31-3202
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川 1344-1	☎0837-22-2811
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向 531-1	☎0838-25-2669
下関市保健部健康推進課	〒750-0006 下関市南部町 1-6	☎083-231-1408
山口県健康福祉部健康増進課	〒753-8501 山口市滝町 1-1	☎083-933-2950

10 たばこ対策会議委員名簿

区分	所 属	職 名	氏 名
学 識 経 験 者	山口大学大学院医学系研究科 呼吸器・感染症内科学講座	教 授	松永 和人
関 係 団 体	山口県飲食業生活衛生同業組合	理事長	青木 光海
	山口県PTA連合会	副会長	佐々木 猛
	山口県産業医会	副会長	塩田 直樹
	公益社団法人山口県歯科医師会	副会長	下村 明生
	一般社団法人山口県薬剤師会	理 事	田坂 照彦
	一般社団法人山口県医師会	常任理事	中村 洋
行 政 機 関	山口県保健所長会	会 長	西田 秀樹
	山陽小野田市福祉部健康増進課	係 長	古谷 直美
	山口県教育庁学校安全・体育課	調整監	山本 時弘

(委員任期：2019.2.14 から 2020.9.30 まで)